

令和２年 第４回（定例）高 鍋 町 議 会 会 議 録（第２日）

令和２年12月10日（木曜日）

議事日程（第２号）

令和２年12月10日 午前10時00分開議

日程第１ 一般質問

（一般質問通告一覧表）

順位	質 問 者	質 問 事 項 質 問 の 要 旨	質問の 相 手	備考
1	5 番 松岡 信博	1. 商工会館建設について ①商工会館建設及び高鍋町教育委員会入居の経緯。 (1)債務負担行為の設定（教育委員会事務所等借上料）の説明について。（令和元年12月定例会時の説明） (2)「教育庁舎比較検討の概要について」4項目。 (3)「商工会館に入居するメリット」7項目。 (4)「家賃設定について」不動産鑑定士の調査は。 (5)「庁舎新築案のコスト比較表」 (6)倉庫発掘作業室・出土遺物収納庫は、どのような施設か。いつの建設予定か、建設予定地は、床面積は。 ②商工会館建設予定変更関連資料の説明について。（令和２年３月２３日議員協議会時の説明） (1)「建設予定地変更の理由及び効果」1項目から4項目。 (2)「商工会館建設に伴う土地等の取り扱い」 (3)「測量及び分筆」 (4)「建物建設用地の取り扱い」 (5)「駐車場用地の取り扱い」 ③「商工会館の一部を賃借する場合と町が庁舎を建設する場合の町のコスト比較（試算）」について。（令和２年５月７日議員協議会時の説明） ④庁舎第２別館の現在のライフサイクルコストについて。 (1)昭和４５年建設当時の建設費は、大型改修工事は。	町 長 教育長	

		(2)現在の水道光熱費・修繕費の年間金額は、解体費用は。 ⑤高鍋商工会議所との官民連携事業について。		
2	2 番 永友 良和	1. 台風10号による農作物の被害について ①農作物への被害状況について伺う。 ②10アール当たりの経費について伺う。 ③町としての支援の考えについて伺う。	町 長	
		2. 消防団各機庫の無線機について ①各部の無線機の現状について伺う。 ②各部機庫へのアンテナ設置について伺う。	町 長	
		3. 鳥インフルエンザへの対応について ①鳥インフルエンザに対する県の対策について伺う。 ②鳥インフルエンザに対する町の対策について伺う。 ③鳥の埋却地の対応について伺う。	町 長	
3	8 番 黒木 正建	1. 道路の防犯灯の設置について ①ぐみ原～蚊口線（警察官舎～国道10号線のローソン東側）の約600メートルは照明のない町道である。又、朝夕の薄暗い時間帯に、農業従事者、健康維持増進のためのウォーキング、犬の散歩、学生、通勤者、店舗常設者等、幅広い町民がこの道路を利用している。上記のような状況であるが、町民の防犯灯設置の強い要望に対し、今後の対応を伺う。	町 長	
		2. 斜面崩壊（堀割地区）の復旧工事について（国土交通省の管轄） ①現状はシートで被覆され、ロープで固定と応急的な処置がなされ工事が中断している。更に、現場に隣接する南、北側の傾斜地の二次災害が懸念される。以上のような状況であり、今後の対応を伺う。	町 長	
		3. 海岸保全について（蚊口海岸）（県、国土交通省の管轄） ①海岸保全施設である護岸に、大規模な亀裂等が生じており、緊急な対応が必要と思われる。どのような対策が講じられるのか伺う。	町 長	

4	11番 中村 末子	1. コロナ禍における町民生活支援について ①商業、農業などの支援策。 ②町民の不安解消策としてはどうか。 ③子どもへの支援策はどうか。学童、保育など。 ④教育現場での支援策はタブレット以外何があるか。 ⑤生徒の保護者への支援策。	町 長 教育長	
		2. 持田古墳群の観光及び発掘調査後の保存及び活用はどう図るのか。 ①持田古墳群の観光資源としての資料作成はどうするのか。 ②新たに発掘された地下式横穴墓はどのような保存とするのか。 ③持田古墳以外の古墳に関する調査はどうするのか。 ④今回の発掘は、総合的に高鍋の歴史に関してどのような役割を果たしてくれるのか。 ⑤県、国との協議はどうするのか。 ⑥予算的に見て、どのような方向性が望ましいのか。	町 長 教育長	
		3. 子育て支援策について ①子どもの貧困化についての捉えはどうか。 ②その政策は町長選挙に向けてどう政策化するのか。 ③給食費について。	町 長 教育長	
		4. 農地管理体制及び農地保全対策について ①圃場整備、農地のあり方の検討はしてきたのか。 ②有効活用の方針及び青地、白地の見直しは行ってきたのか。 ③水の確保についての考え方はどうか。 ④畑田土地区画整理事業内にある農地についての考え方についての方向性はどうか。	町 長 農林委員会	
5	10番 古川 誠	1. 令和元年度歳入歳出決算について ①令和元年度歳入歳出決算状況について。 ②公債費の現状と今後の見込みについて。	町 長	

		2. 令和3年度予算編成について ①令和3年度予算編成の見込みについて。 ②既存事業の見直しについて。 ③枠配分方式による予算編成について。 ④減収補填債の発行について。	町 長	
		3. ふるさと納税の推進について ①取り組みの現状について。 ②返礼品の見直しについて。 ③担当職員の業務について。 ④令和3年度の体制について。 ⑤他自治体の取り組みについて。	町 長	
		4. ごみ問題について ①高鍋町のごみ処理の現状について。 ②ごみ減量の取り組みについて。 ③町民からの要望について。	町 長	

出席議員（14名）

1 番 田中 義基君	2 番 永友 良和君
3 番 八代 輝幸君	5 番 松岡 信博君
6 番 青木 善明君	7 番 黒木 博行君
8 番 黒木 正建君	10番 古川 誠君
11番 中村 末子君	12番 春成 勇君
13番 日高 正則君	14番 杉尾 浩一君
15番 後藤 正弘君	16番 緒方 直樹君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 稲井 義人君	事務局長補佐 岩佐 康司君
議事調査係長 橋本 由香君	

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 黒木 敏之君	副町長 …………… 島埜内 遵君
教育長 …………… 川上 浩君	農業委員会会長 ……… 坂本 弘志君
代表監査委員 …………… 黒木 輝幸君	

総務課長兼選挙管理委員会事務局長	野中 康弘君
財政経営課長	徳永 恵子君
建設管理課長	長友 和也君
農業政策課長	渡部 忠士君
農業委員会事務局長	飯干 雄司君
地域政策課長	日高 茂利君
会計管理者兼会計課長	杉 英樹君
町民生活課長	鳥井 和昭君
健康保険課長	川野 和成君
福祉課長	中里 祐二君
税務課長	宮越 信義君
上下水道課長	吉田 聖彦君
教育総務課長	横山 英二君
社会教育課長	山下 美穂君

午前10時00分開議

○議長（緒方 直樹） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（緒方 直樹） 日程第1、一般質問を行います。

お手元に配付の通告一覧表の順番に発言を許します。

まず、5番、松岡信博議員の質問を許します。

○5番（松岡 信博君） 5番、松岡信博。おはようございます。朝から傍聴に来てくださ
いまして誠にありがとうございます。

前回の9月議会では、コロナウイルス感染症予防対策のため、一般質問を自粛いたしました。世界的なコロナ禍、地元経済も混乱し、高鍋町は基金を取り崩し、緊急支援対策のための措置がなされました。しかし、こんなときに商工会館の建設工事が始まるとは、思いもよりませんでした。それで、今回は、商工会館建設と高鍋町教育委員会の入居について、しっかりと意見を述べさせていただきます。

まず、高鍋町の歴史は、高鍋藩から受け継がれた明倫堂の精神文化の歴史です。優秀な人材を育成し、思いやりの心を育むその教育が、文教のまちと言われるゆえんです。しかし、その子どもたちの教育に影響する教育行政の教育委員会を商工会館に間借りさせることは、文教のまち高鍋の名を汚すことになります。

教育行政に必要なことは、文部科学省の見解では、教育委員会は政治的に中立の立場であり、より教育の中立・公正が教育基本法第16条で定められております。国民として共通に必要な知識を、学校教育において政治的な影響を受けないことが求められております。その中で、教育行政には、首長、町長からの独立性なるものがあります。首長・町長の権限の集中を防止し、中立的な行政運営が担保・保証されております。

今回の商工会館の建設は、町長が商工会議所の元会頭であり、互いに密接な関係にあることは明らかです。来年2月に予定されている町長選挙の町長の政治的な選挙母体は、商工会議所の有志が集まる団体です。その商工会議所が建設する商工会館に教育委員会を入

居させ、多額の家賃を30年にわたり払うことは、町長の裁量権を逸脱した行為と考えます。まさに教育基本法第16条にある「教育は、不当な支配に服することなく、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互協力の下、公正かつ適正に行わなければならない」との条文の理念を侵害することになります。教育委員会を商工会館に入居させ、商工会議所と30年間、合計で2億6,700万円の賃貸契約を結ぶことは、町民全体の利益の侵害であり、将来の子どもたちにその負担を負わせることになります。教育行政の拠点である教育委員会を利用して、商工会議所への利益供与、便宜供与を図ることになると考えます。そのため、私は、商工会館建設及び教育委員会の賃貸契約については、町議会議員として賛成できません。反対する強い意志を持って一般質問をさせていただきます。

それでは、まず初めに、通告に従いまして、高鍋商工会議所の商工会館建設、そして、高鍋町教育委員会がそのテナントとして入居する経緯を伺います。

これ以外の質問は、後ほど質問者席にて伺います。

1、債務負担行為の設定の説明について。

2、商工会館建設予定変更関連資料の説明について。

3、商工会館の一部を賃借する場合と町が庁舎を建設する場合の町のコスト比較（試算）について。

4、庁舎第2別館の現在のライフサイクルコストについて。

5、高鍋商工会議所との官民連携事業について。

以上を発言者席にて伺いますので、よろしくお願いします。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。皆様、おはようございます。商工会館への教育委員会事務局入居の経緯等についてお答えいたします。

議会及び議員協議会等でこれまで何度も御説明を申し上げておりましたように、現在、教育委員会事務局等として使用しております庁舎第2別館は、建設から50年が経過しており、施設の一部は耐震補強が必要であるなど、その老朽化は深刻な状態であります。雨の降り込みや雨漏り等もあり、公文書を扱う執務をはじめ、教育委員等の会議や研修、訪問される町民の皆様への接遇等、多くの課題を抱えております。

このような状況を受け、平成30年度に、外部委託により施設改修等の検討をしてまいりました。その過程で、老朽化した商工会館、昭和47年建設の建て替えを検討してきた高鍋商工会議所から、同会館の一部を教育委員会等の執務場所として利用することについて、令和元年9月に正式に打診がありました。建設費やメンテナンスのコスト及び利便性等、諸条件について検討を重ねた結果、新たに建設される商工会館に入居するという結論を得たところでございます。その後、商工会議所から庁舎第2別館の敷地内に建設したい旨の願いがあり、建設面積や利用者の安全性、さらに利便性等を勘案し、これを承諾したところでございます。商工会館の一部を町教委事務局の執務等のスペースとして賃借し、庁舎敷地内に商工会館の建設を承諾するという今回の民間との連携は、効率的かつ財政負

担の軽減といった、町民の皆様にとってメリットをもたらす、現在ではごく普通に一般的に行われているようになった官民連携の適切な手法であると考えております。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番。それでは、昨年12月定例会で説明のあった債務負担行為設定の確認をします。教育庁舎比較検討の概要について説明をお願いします。

○議長（緒方 直樹） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。教育庁舎比較検討の概要についてでございますけれども、1つ目といたしまして、建築費用などのイニシャルコスト、2つ目として、工事期間中の影響や駐車場の利便性を含めた利用者及び職員にとっての使いやすさ、3つ目として、隣接する健康づくりセンターとの連携の図りやすさ、4つ目として、埋蔵文化財の保管及び作業スペースの確保という4項目を念頭に、比較検討を行ったところでございます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番。最初の説明では、埋蔵文化財の保管のためや作業スペースとして、庁舎第2別館の建物や駐車場を有効に活用する計画でした。

では、次に、商工会館に入居するメリット、7項目示してありますが、説明をお願いします。

○議長（緒方 直樹） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。商工会館に入居するメリットについてでございますけれども、1つ目として、賃貸のため、イニシャルコストが不要であり、毎年度の財政支出額の平準化が図れること。2つ目として、賃貸のため、基本的な施設の維持補修費は商工会議所の負担となること。3つ目として、町が施工する場合と比較して、工期の短縮が見込まれるとともに、建設に伴う職員の事務負担が軽減されること。4つ目として、駐車場が現状の形で引き続き利用できること。5つ目として、当面の間、現在の第2別館を埋蔵文化財の保管スペース等として活用できること。6つ目として、健康づくりセンターに、より隣接することで、さらなる連携が期待できること。7つ目として、同じ建物内にキャリア教育支援センターが入居することになるため、さらなる連携が期待できることという7項目を上げておりました。

なお、この説明後に建設予定地が変更をされておりますが、変更後の建築場所は、現在教育委員会がある場所と同一敷地であるため、中央公民館、町体育館等との距離が変わらず、現行と同水準のサービスを期待できることや、当初計画より駐車場の出入りの間口が広く取れるため、利用者の安全性が確保されるなどのメリットがあると考えております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番。教育委員会が商工会館に入居するメリットは、均等な家賃払のため、財政的に大きな出費にはならないとの説明です。しかし、毎月74万円、年間892万円、30年間で2億6,700万円もの家賃であれば、独自で事務所を新築できる金額です。それに、賃貸の利点は、いつでもほかの物件に移れることです。しかし、30年もの長い賃貸契約では、設備や建物を老朽化させ、教育委員会の足かせとなります。契約による制約制限で自由に活動ができず、停滞するおそれがあるということです。それに、30年間の賃貸契約は、普通の常識では考えられません。

では、次に、家賃設定について、不動産鑑定士の調査を行わなかった理由を伺います。

○議長（緒方 直樹） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。家賃の設定は、貸し手と借り手の合意によって行われるものでございます。仮に借り手が不動産鑑定に基づいた金額で家賃の交渉を行ったとしても、貸し手としては、建築費、維持費、ほかのテナントとのバランス等も考慮しながらの家賃設定となります。また、建築前に不動産鑑定を行った場合、建築完了まで数か月を要することから、鑑定額は流動的で、精度が落ちるという懸念もございます。以上のようなことから、町といたしましては、提示された家賃も妥当な金額でありましたので、不動産鑑定を行う必要はないと判断したところでございます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番。私の知る不動産関係者の話では、家賃設定の基礎になる坪単価4,950円は20年前の相場価格で、現在では30%下がり、坪3,500円になってると聞きました。そうすると、家賃は月額約49万円ということになります。74万円とでは約20万円の差が出ます。年間240万円、30年では7,200万円もの金額になります。近くの貸事務所の家賃を参考にしたと聞きましたが、面積が広くなれば、坪単価は下がるはずですが、参考になるはずがありません。不動産鑑定士による調査も行われず、不正確な金額を30年間払い続けることは、財務会計上、大変な損害と考えます。

では、次に、内容を比較するための庁舎新築案、コスト比較表に、庁舎を新築した場合のプランが記載されています。金額とその内容の説明をお願いします。

○議長（緒方 直樹） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。庁舎新築案につきましては、5つのプランで比較検討を行っております。プランA1からA3までは、コスト、バリアフリーの観点から、木造平屋建てとしております。この3つのプランのうち、既存建物を解体し、倉庫、発掘作業室、出土遺物収納庫を別の敷地に新設するプランA1が約1億7,800万円。既存建物を解体せずに、耐震補強を行った上で倉庫として利用するプランA2が約1億1,500万円。既存建物を解体し、倉庫、発掘作業室、出土遺物収納庫を同一敷地内に新設するプランA3が約1億7,300万円となっております。プランA4及びA5につきましては、耐久性の観点から、鉄筋コンクリート造2階建てとなっております。

発掘作業室や出土遺物収納庫などを別で新設するプランA4が約2億8,000万円。発掘作業室や出土遺物収納庫までを含んだ建物とするプランA5が、面積が増加する分、高くなりまして、約3億700万円となっております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番。庁舎新築案のプランA2からA3までが耐震構造で、木造平屋建て、床面積121坪、いずれも建設費用は約7,840万円です。庁舎を木造新築しても、家賃と同じ月額74万円、年間892万円を支払えば、約10年間で完済してしまいます。残り20年間の家賃は払う必要がありません。庁舎を木造で新築した場合の費用は、約8,880万円です。家賃30年分の2億6,700万円分との差は、約1億7,800万円です。このような1億7,800万円もの過払い金は、高鍋町にとって、財務会計上、大きな損害と考えます。それに、教育委員会が入居しないと商工会館が建てられない計画では、やはり高鍋町の利益供与、便宜供与の理論が成り立ってしまいます。

それでは、次に、庁舎第2別館の附属建物として、倉庫発掘作業室、出土遺物収納庫とあります。これはどのような施設か、建設予定はいつか、また、どこに建つのか伺います。

○議長（緒方 直樹） 社会教育課長。

○社会教育課長（山下 美穂君） 社会教育課長。お答えします。

発掘された遺物の洗浄等を行う作業室及びその遺物の収納室でございますが、施設の規模、施設敷地等、検討を要しております。現状では詳細は決まっておりません。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番。このまま商工会館を建設すると、教育行政に必要な附属建物などのスペースなどが取れなくなります。将来予想されます児童館や図書館、福祉会館など、教育行政や公共施設において必要なものがまだまだたくさんあるはずで、商工会館建設のため、町民や将来の子どもたちを犠牲にするような町有地の目的外使用はやめるべきです。高鍋町にはそんな土地の余裕はないと感じております。

次の質問です。

本年3月23日、議員協議会において説明のあった建設用地変更の理由及び効果の説明をお願いします。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 財政経営課長。建設予定地変更の理由及び効果についてでございますが、当初、商工会館は、現商工会館西側の高鍋商工会議所が所有する駐車場用地に建設をされる予定でございましたが、建築面積が十分に確保できないこと及び出入り口が交差点に近く、利用者の利用が不便になることから、庁舎第2別館の敷地内に建設させていただきたい旨の願いがあったところでございます。

これを受け、内部で検討をした結果、駐車場の出入り口の間口が広く、利用者の安全性

が確保されること及び、教育委員会事務局の執務場所が現在の執務場所と同一の場所となり、現行と同水準のサービスを提供することが可能となることから、これを承認することといたしたものでございます。

○議長（緒方 直樹） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番。この建設用地変更の理由は、商工会議所の勝手な都合を押しつけてるように思います。町民の利便性やメリットは何も考えていないようにあります。商工会議所のメリットを優先してるだけのように思えてなりません。

では、引き続き、商工会館建設に伴う土地等の取扱いについて説明をお願いします。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 財政経営課長。商工会館建設に伴う土地等の取扱いについてでございますが、まず、測量及び分筆につきましては、庁舎第2別館の敷地を測量し、商工会館建設用地と駐車場用地で分筆するとしたものでございます。また、建物建設用地の取扱いにつきましては、庁舎第2別館の敷地を行政財産から普通財産へ用途を変更し、商工会館建設用地は高鍋商工会議所に有償で貸し付けること。その貸付料は、公有財産取扱規則の規定により、土地の固定資産税相当額を年額とすること及び、貸付期間は商工会館の一部を町が借り受ける期間と同一期間である30年とすることとしたものでございます。

○議長（緒方 直樹） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番。地方自治法で貸し借りのできない行政財産の駐車場を、普通財産に用途変更すれば、手続上は合法となります。しかし、その理由が商工会議所との借地契約では、動機が不純で矛盾しております。そのようなことでは不当な行政行為、違法行為とみなされてしまいます。そして、町有地が30年もの間利用できないということは、町の財産である不動産価値が損失する、なくなるということです。240坪で坪単価12万円としても、2,880万円の損害となります。

それでは、次に、商工会議所が町有地に商工会館を建設することで、高鍋町が支払うことになる分筆費用や駐車場の整備費用などはどれくらいの金額になるのか伺います。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 財政経営課長。駐車場の整備に要する費用についてでございますが、まず、用地測量、分筆及び設計費用につきましては、357万5,000円を支出したところでございます。なお、駐車場の整備費用につきましては、現時点でまだ積算が完了をしておりません。

○議長（緒方 直樹） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番。本来ならば駐車場である行政財産は、借地契約はできません。それを分筆する費用や駐車場整備費用の約350万円は、高鍋町にとって不要な支払いとなります。また、本来行政財産である町有地において、商工会議所が家賃収入で営利活動を行うことは、町有地の目的外使用となります。これは、全国でも例を見ない不適切

な行為です。商工会議所が営利活動を行うのなら、町有地ではなく、現在の商工会議所の場所ですべきです。

それでは、次に、商工会議所が高鍋町に支払う借地料の年間金額はどれぐらいになるのか、また、貸し付ける坪面積と坪単価はどのくらいになるのか伺います。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 財政経営課長。借地料の年額につきましては12万2,026円、貸付面積は792.38平方メートル、約240.12坪でございます。

1坪当たりの貸付料は約508円となります。ただし、借地料につきましては、固定資産税相当額を基準としておりますので、土地の評価額が変わった場合には、その額も変わるということになります。

○議長（緒方 直樹） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番。高鍋町自らが行政財産を普通財産に用途変更して財産の価値を下げるなんて考えられません。異常なことです。借地料が固定資産税相当額年12万円では、町有財産の土地の価値を無視して、商工会議所に利益供与、便宜供与を図っているようなものです。借地料の現在の相場は、月額計算で最低でも坪500円、240坪で月々12万円、年間144万円、30年間で4,320万円です。契約した借地料30年間の合計366万円とでは、3,954万円の損失となります。

では、次に、町有地に商工会館を建てることで、商工会議所の現在地が空き地、駐車場になる予定です。今後、高鍋町が商工会議所の土地を借用する場合は、固定資産税相当額の安い価格で借ることができるのか、また、そのときの分筆費用や駐車場の整備費用は商工会議所が出すのか伺います。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 財政経営課長。高鍋商工会議所が所有する土地についてでございますが、現時点では、町がその土地を長期間借用をするといった計画はございませんので、借地料や整備費用等の負担に関する協議はしておりません。

○議長（緒方 直樹） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番。双方の同意とはいえ、このような借地契約は民間ではあり得ないことです。異常な契約だと思います。

それでは、次に、高鍋町の行政財産は、町民の税金で購入した財産です。たとえ普通財産に変更しても、固定資産税相当額という安い価格で貸し出すには、町民への説明責任が必要ではないかと考えます。町長はその説明責任をどう考えるのか。また、町長は会館建設に反対する町民の声は聞いているのか伺います。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。お答えいたします。

まず、町民の皆様への説明責任につきましては、その代表である議員の皆様に対し、何度も説明をさせていただき、御承諾をいただいております。そのことにより果たせている

ものと考えております。

次に、建設に反対する声についてでございますが、私は一度も聞いたことがございません。

○議長（緒方 直樹） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番。私のところに会館建設に反対するはがきが届きました。読み上げます。「前略、貴殿が言っておられる教育委員会が商工会館に入居することには、文教のまちの住民として絶対反対です。教育行政の拠点としての場所に商工会館を建設するなんて、地区住民は全員反対しています」。このような内容で頂いております。そのほか、電話も数十件来ております。一応お知らせしておきます。

それでは、次に、駐車場用地の取扱いについて説明をお願いします。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 財政経営課長。駐車場用地の取扱いについてでございますが、駐車場用地は、行政財産のまま町が管理をすること、駐車場の整備費用は町が負担すること、毎年度、高鍋商工会議所から行政財産使用許可の申請をしていただき、それを許可することで、町及び高鍋商工会議所が相互に駐車場を使用することができるようにすること及び、高鍋商工会議所が駐車場を使用する際の使用料は無償とすることとしたものでございます。

○議長（緒方 直樹） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番。では、次に、庁舎第2別館前の駐車場を潰すことで、中央公民館などの周辺施設の駐車場の確保はできるのか、また、何台分の駐車スペースがあるのか伺います。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 財政経営課長。駐車スペースについてでございますが、現在のところ、周辺施設を含め、駐車スペースが足りなくなったというお話はお伺いをしておりますが、庁舎第2別館前の駐車場につきましては、現在、商工会館建設工事を施工していることから、10台程度の駐車区画しかない状況でございます。庁舎第2別館を解体、撤去した後につきましては、最低でも現在と同程度の駐車区画数は設けることとしております。

○議長（緒方 直樹） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番。今回の商工会館建設の問題は、施設の駐車場利用者に大きな影響を与えます。特に隣接する中央公民館は、1,000名収容の公民館ホールです。私の調べでは、現在、約25%の254台の駐車スペースしか確保できておりません。そのうち、庁舎第2別館前の63台分の駐車スペースを潰し、会館を建てることになれば、191台、20%を切ってしまいます。中央公民館が1,000名収容の公民館ホールとして駐車場機能を持たない致命的な欠陥施設となってしまいます。役に立たない施設となってしまいます。

では、次に、商工会館を利用する商工会議所の職員や会館利用者、ほかテナント8社が駐車場を利用する車の台数は何台か伺います。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 財政経営課長。高鍋商工会議所の職員及びテナントに入居される方が利用する車の台数につきましては、18台程度であり、これらの車は、高鍋商工会議所が所有する駐車場に駐車をすると同っております。

なお、商工会館を利用される方の車の台数につきましては、把握が困難であると考えております。

○議長（緒方 直樹） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番。それでは、次の質問です。

5月7日、議員協議会で説明があった商工会館の一部を賃借する場合と、町が庁舎を建設する場合の町のコスト比較、試算について説明をお願いします。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 財政経営課長。商工会館の一部を賃借する場合と、町が庁舎を建設する場合の町のコスト比較の内容についてでございますが、まず、前提といたしまして、町が庁舎を建設することは想定をしておりませんので、計算に当たり、商工会館の一部を賃借する場合の光熱水費は、平成30年度決算額を参考とし、町が庁舎を建設するとした場合の建設費用を、債務負担行為の限度額と同額の2億6,789万4,000円とすること、設計委託料を過去の実績等を参考に建設費用の5%とすることなどの仮定の数値を用いたところでございます。これらの数値を用いて計算をしました結果、30年間の商工会館の一部を賃借する場合にあっては3億4,884万4,000円、町が庁舎を建設する場合にあっては7億6,349万8,000円を要するという結果となり、コストメリットといたしましては、その差額4億1,465万4,000円、一年度当たり1,382万2,000円となることを御説明をしたものでございます。

なお、議員協議会の場合でも申し上げましたとおり、仮定の数値を用いておりますので、コストメリットにつきましては、あくまでも参考としてお取り扱いいただくようお願いをしたところでございます。

○議長（緒方 直樹） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番。説明の中で大きな間違いがあります。教育委員会が庁舎を新築する場合の建築費用は、2億6,700万円の債務負担行為の限度額と同額とするという金額です。この金額で建設すると、床面積414坪の会館を高鍋町が建てることになります。しかし、庁舎新築案のプランA2からA3にあるように、教育委員会が必要とする床面積は121坪、その建設費用は7,840万円です。その7,840万円で双方のコストメリットを計算すると、新築した場合では、設計料940万円、建設費用7,840万円、ランニングコスト1億4,100万円の、合計で2億2,800万円のコストとなります。商工会館に入居する場合のコスト3億4,884万円との差は1億1,990万円です。

庁舎を新築し、ライフサイクルコストを比較しても、商工会館に入居するよりも、庁舎を新築したほうが約１億２，０００万円のコストメリットがあると、財政的にも有利だということが証明されます。そもそも債務負担行為の総額２億６，７００万円を、庁舎新築の工事費用に置き換えることが間違いです。その間違った金額で試算した結果、商工会館建設、そして、教育委員会入居の判断を下したということになります。間違いならば、現在行われている会館建設の工事を差し止めるべきと考えてます。

それでは、同じく５月７日に示された商工会議所の提出資料について説明をお願いします。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 財政経営課長。高鍋商工会議所から提出いただいた商工会館建設事業の概要についてでございますが、当時の建設規模等につきましては、構造は鉄骨２階建て、面積につきましては、１階部分が４６５平方メートル、２階部分が６２０平方メートル、その他共用部分を合わせまして、延床面積１，２３８平方メートルとなっております。このほか、建設費等の概算経費及びその財源をお示しをさせていただいたところではございますが、これらにつきましては会議所が負担する経費でございますので、答弁は差し控えさせていただきたいと思います。

○議長（緒方 直樹） ５番、松岡信博議員。

○５番（松岡 信博君） ５番。この資料の中には、商工会館の年間見込額で、賃借料収入が高鍋町より年間８３１万円、ほかのテナントより７５３万円とありました。年間賃借料の合計額が１，５８４万円になります。計算上では、３０年間の賃借料収入合計は４億７，５００万円となります。建設費用の総額が３億５，１８８万円とあるので、それを差し引くと、３０年間で１億２，３００万円の利益が出る予定です。この数字が表しているのは、高鍋町の支払う家賃２億６，７００万円の３０年間の契約が前提となり、商工会議所が１億２，３００万円の利益を出すということです。それは、高鍋町が財源保証をしている。高鍋全町民が保証人になっている。言い換えれば、高鍋町の税金で利益を出しているということが言えます。このような財源計画では、会館運営は公益的な事業とは認められず、利益目的の事業と考えられます。この数字を見て高鍋町が判断すべきは、行政財産を普通財産に用途変更する公益性があるという根拠や、町有地を固定資産税相当額で貸し出しする公共的な事業のどちらにも当てはまらないということです。商工会議所の会館建設は、一銭も使わず会館を建てるという立派な営利事業と判断すべきです。

それでは、次に、高鍋町の当初の計画の教育委員会庁舎新築案プランＡ１からＡ２の床面積は１２１坪です。しかし、商工会館に入居する場合は１４１坪と、床面積が２０坪広くなってます。これはどういう理由か伺います。

○議長（緒方 直樹） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。お答えいたします。

まず、現庁舎につきましては、老朽化のほか、来訪される町民の皆様との相談場所や学

校職員の会議及び研修の場も備えていないというのも大きな課題であるということで、まず御確認させていただきたいと存じております。

御指摘のプランA1、A2の床面積は、現状の執務室面積を基にしたものであり、教育委員会庁舎としては、さらにスペースが必要であると判断しております。

このような懸念もあり、商工会館への入居を機に、各部屋の床面積を具体的に再検討いたしました。具体的には、書類や資料等を保管する倉庫として5坪、外国語指導助手やスクールソーシャルワーカーなどの増員に伴い、執務室を5坪、学校職員の研修が行える会議室を設けることで7坪、あと、女子職員数を勘案し、トイレ数を見直したことにより3坪、それぞれ床面積を増加させたところでございます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番。期日前投票ができる大会議室が設置されると聞きました。選挙は4年に一度行われます。国政選挙、県知事選、県議会議員選挙、町長選挙と町議会議員選挙があります。しかし、選挙による投票は2年に一度です。多額の家賃が発生する商工会館に、期日前投票や大会議室を設置する必要はありません。中央公民館の会議室を利用すれば、家賃は要りません。払う必要がありません。大変不経済で、不合理な計画だと感じます。教育委員会が会館建設の面積に合わせて、あえて大会議室を設置したのなら、家賃坪単価4,950円に24坪を掛けると、月額11万8,800円、年間142万円、30年間では約4,300万円の不要な家賃支出となります。この大会議室の家賃負担が、高鍋町の業務上、合理的な理由がなく、必要のない面積の家賃を払うのなら、会館建設のために税金が無駄に使われたと判断し、財務会計上、問題になる損害と考えます。

それでは、次の質問、昭和45年に建設した庁舎第2別館の当時の建設費用、床面積はどのくらいか、また、建設後に大規模な改修工事は行われたのか伺います。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 財政経営課長。庁舎第2別館についてでございますが、まず、建設費用につきましては2,072万円、床面積は678平方メートル、約205坪でございます。

なお、大規模改修の実績につきましては把握できておりませんが、現在の外観等を考慮いたしますと、躯体そのものに大きく手を加えるような改修はしていないのではないかと推測をしております。

○議長（緒方 直樹） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番。では、次に、現在の庁舎第2別館の水道光熱費や修繕費、維持費の年間金額と庁舎解体費用はどのくらいか伺います。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 財政経営課長。現在の庁舎第2別館の維持管理経費でございますが、以前の一般質問でもお答えをさせていただきましたが、年間120万円程度

となっております。また、庁舎第2別館の解体費用につきましては、現時点では積算はいたしておりません。

○議長（緒方 直樹） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番。現在の庁舎第2別館のライフサイクルコストを明らかにすべきです。昭和45年当時の建設費は約2,000万円、改修費なし、維持経費は年間120万円、50年分で6,000万円、撤去費用はおおよそ3,000万円として、合計で1億1,000万円となります。この現実の数字が、庁舎第2別館の50年間のライフサイクルコストだと考えます。家を新築するよりも、借家を借りたほうが何倍ものコストメリットがあるというなら、家を建てる人は誰もいないと思います。

では、次に、高鍋商工会議所との官民連携事業とはどのようなものか、町長に伺います。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。商工会館建設に関わる高鍋商工会議所と町との連携についてでございますが、高鍋商工会議所が所有する商工会館と、町が所有する庁舎第2別館の老朽化が、いずれも施設の更新のタイミングが同じであったことから、今回、高鍋商工会議所を官民連携、官民共同のパートナーとして商工会館を建設させていただき、会館の一部を教育委員会及び選挙管理委員会の執務室等として借り上げるものでございます。このことに対しましては、大変大きなメリットがあるわけです。いわゆるライフサイクルコストという、建物を建てて60年間で平均的には解体するまでの間、建物を建てたイニシャルコストの4倍かかると、維持管理、というふうに現在では言われております。その計算で考えましても、今は30年間家賃が60年間、30年後には随分やすくなります。そして、今の建物は、実は100年もつということも言われておりますので、100年間とすれば、随分とその維持管理費が要らないということは、私は、10分の1で済むというふうな判断をしているところであります。

そしてまた、付け加えていただきますと、文教のまち高鍋の原点は、明倫堂にあります。明倫堂の設立されたその大きな意義は、商人の子ども、また農家の子どもを教育に加えて人財を育成したという大きな原点があります。現在、商工会議所にはキャリア教育センターが入ってます。キャリア教育というものが、これからの時代には非常に重要です。農商工、そして教育が連携した教えというのは、高鍋町の原点であり、そしてまた、それは受け継いでいかれることであり、大きく重要なことだと考えているところでございます。そのような意味で、商工会議所と教育とが連携する官民連携の事業というものは、大変大きなメリットを生むものであるというふうな認識をしているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番。教育委員会が商工会館に入居して家賃を払うことが官民連携事業と考えていたら、お粗末な話だと考えます。

公共施設において、官民連携事業とは、通例では、公共施設の空きスペースを利用し、効率化を図るものと聞いております。子ども食堂や障がいを持つ人たちが制作した作品を

販売する売店を設置するなど、福祉的にも貢献するものとなっています。そして、その家賃の収入や事業収入によって、経費の削減や公共施設の改修などの目的で行われております。しかし、高鍋町の場合は、残念ながら具体的な政策は何もありません。打合せのときでも聞かれませんでした。官民連携と唱えながら、ただ高額な家賃を払うだけです。

それに、今回の会館建設の問題は、不適切に行政財産を用途変更した上に、高鍋町が支払う家賃は最高額に設定し、高鍋町が受け取る借地料は最低額の設定です。このような利益を30年間、商工会議所に与え続けることは、当然高鍋町が損害を被ることになります。これこそ官民連携との名を借りた便宜供与、利益供与となってしまいます。このような損害を高鍋町に与えることになるのに、町長の政務報告では、町や町民にとって格段に負担軽減が図られた形で解決されると見込まれており、官民連携のまちづくりのよい事例になると考えるとありました。これは、町長の見識を疑う虚偽の報告だと感じました。こんな無駄な税金の使い方をするなら、もっと子どもたちの教育に予算を取るべきと考えます。

それでは、最後に、町長に伺います。

地方自治法242条に、住民監査請求や行政訴訟という住民に保証された制度があります。これは、地方公共団体の長、町長及び職員が違法な財務会計上の行為を行った場合、あるいは、違法に財産の管理などを怠った場合、損害賠償請求及び不当利得返還請求の履行を町、町長に請求する訴訟ができるということです。高鍋町に財務会計上、損害を与えた場合は、町長がその損害金を払うというものです。

今回の商工会館建設において、損害が起こる可能性があるのは、家賃支出額と木造新築額との差、約1億7,800万円の損害金、不要な分筆、駐車場整備費用の約350万円の損害金、不当な30年契約により行政財産の価値を損失させた約2,880万円の損害金、不当な借地料設定による損害金、約3,954万円、不動産鑑定をしなかった約7,200万円の損害金、大会議室の不要な家賃支出の約4,300万円の損害金、合わせると1億8,000万円以上の損害金が発生する可能性があります。これらの損害は、住民監査請求、行政訴訟の判断、判決により、財務会計上、違法性が認められれば、町長が損害賠償の責任を問われることになります。町長は、このような問題があることや、この自治法242条の制度を知った上で商工会館建設を容認してるのか、町長に伺います。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。地方自治法の規定によりまして、住民の皆様には住民監査請求及び住民訴訟をすることができる権利が担保されていることは存じております。と同時に、訴訟があると、町は弁護士を立てなくてははいけません。そのたびに町の税金を多額に使わなきゃいけないと思います。却下される意味のない、あるいは、却下されてしまうような内容の訴訟に対しても、町は税金を払わなきゃいけないということも認識しておかねばならないと考えます。

○議長（緒方 直樹） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番。それでは、最後に、要望いたします。

公務員の基本姿勢を示した地方自治法2条14項に、「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」とあります。地方公共団体の経費は、その目的を達成するため、必要かつ最小の限度を超えて、これを支出してはならないと定めてあります。高鍋町民を代表する行政執行者で、支出権限者は町長です。その町長が判断し容認した商工会館建設、そして、高鍋町教育委員会が入居する30年の賃貸契約は、町民全体の利益の侵害に係る違法かつ不当な財務上の支出になると考えます。町長は、これらの建設工事及び債務負担行為、借地契約、賃貸契約を差し止め、取り消し、無効にする措置を取るよう要望して、私の一般質問を終わります。

以上で終わります。

○議長（緒方 直樹） これで、松岡信博議員の一般質問を終わります。

ここで、発言者席の消毒を行うため、一時休憩いたします。

午前10時51分休憩

.....

午前11時05分再開

○議長（緒方 直樹） 再開いたします。

.....

日程第1. 一般質問

○議長（緒方 直樹） 次に、2番、永友良和議員の質問を許します。

○2番（永友 良和君） 2番。おはようございます。傍聴席の皆さん、このコロナ禍の中、傍聴に来ていただきまして大変ありがとうございます。

この新型コロナウイルス第3波と思われるものが、アメリカやヨーロッパを中心に拡大する中で、日本においても、寒気の訪れとともに、全国的に現在、広がりを見せております。これから年末に向け、家族や友人など行事も増えてくることが考えられますが、私たちは3密など再度気を引き締めて、コロナ対策に取り組んでいきたいものと考えております。

それでは、通告に従いまして、3件について質問をさせていただきます。

まず1件目は、今年の9月に来た台風10号、この台風10号に関しましては、過去最大級ということもあって、それぞれの避難所も前もって満員の状態でありましたが、幸いなことに風だけで、大きな被害をもたらすことがなく済みました。しかしながら、農家においての農作物においては、特にお茶、キャベツなど、塩害によって茶の葉が枯れたり、枝が枯れたり、キャベツは、植え付けたばかりの苗が三、四日で枯れてなくなる、そういう被害が発生いたしました。町長はこのような被害状況を把握されているのか、また、どのような対応を考えておられるのかお伺いいたします。

なお、①の農作物への被害状況についてから③までの項目については、発言者席にて行います。

次に、2件目の消防団各機庫の無線機についてと、3件目の鳥インフルエンザウイルスへの対応については、発言者席にて行います。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。お答えいたします。

9月7日に襲来しました台風10号の農業関係の被害ですが、通過後、担当課において、農業改良普及センターとともに被害調査を実施しております。被害の状況や被害結果の集計の報告を受け、特に露地野菜やお茶に被害が出ていることを確認いたしました。被害に遭われました農家の皆様には、改めてお見舞いを申し上げます。被害に遭われました農家の皆様におかれましては、今後も安定した農業経営を継続していただけるよう、国・県の補助事業等の情報提供をしっかりと行い、積極的な活用につなげられる支援を行ってまいりたいと考えております。

○議長（緒方 直樹） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 2番。大変前向きな、積極性のある答弁をいただきましてありがとうございます。

それでは、1項目めから展開してまいりたいと思いますが、まず1番目、①の農産物への被害状況について伺います。

○議長（緒方 直樹） 農業政策課長。

○農業政策課長（渡部 忠士君） 農業政策課長。お答えいたします。

被害の状況についてでございますけれども、こちらにつきましては、生産者の方々から聞き取りをさせていただいてるところで、その確認をさせていただいてるところでございます。

まず、キャベツでございますけれども、定植して間もない状態での大雨ですとか、強風等によりまして、約7ヘクタールの被害が発生しております。また、お茶につきましては、強風によりまして塩害が発生したということで、お茶の葉が枯れる被害が発生しているところでございます。面積につきましては、約27ヘクタールの被害が発生しているところでございます。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 2番。今、被害状況について担当課長から説明がありましたが、まず、お茶については、私も担当課より調査資料を頂いた、当時ですね。9月の時点で頂いたところでありますが、これを見ますと、お茶については約47ヘクタール。これは、私見たところ、それぞれの農家さんの総面積が出てたような、出てるんじゃないかと、私なりに把握しております。これは総面積ということですね。そして、説明がありましたキャベツについては、700ヘクタールということを担当課長より調査の結果を今聞きましたが、実際キャベツについては、私個人的に全部調査してまいっております。現場にも足を運んでおります。各個人より18件でした。各個人より全てやられたところ、被害に遭

ったところの調査をしましたところ、件数としては、今申し上げたとおり１８件、面積としては全部で１８件で、９．２ヘクタールになっております。これは、一番多かった人で１．７ヘクタール、壊滅です。現場にも行ってまいりました。壊滅状態でした。その次が１．６ヘクタールで、一番少なかった人が１０アールという、合計９．２ヘクタールの被害状況でございました。

それでは、今、お茶については２７ヘクタールという課長の答弁がありましたが、これは、台風後に１０月頃に収穫もあったと思います。ということから、この２７ヘクタールというのは、調査された結果だったのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（緒方 直樹） 農業政策課長。

○農業政策課長（渡部 忠士君） 農業政策課長。被害直後に、私どもの職員と普及センターのペアで現地調査をさせていただいて、聞き取りをさせていただきました結果でございます。それとあわせて、お茶に関しましては、農家さんへの直接の聞き取りでございましたけれども、ちょっと聞き取りの仕方が悪かったものと思ひまして、被害の範囲はという問いをさせていただいたときに、全体的に被害を受けているんだというところをお答えいただきまして、それをまた面積としてお答えいただきましたものですから、大きな数字として表れたということでございます。

○議長（緒方 直樹） ２番、永友良和議員。

○２番（永友 良和君） ２番。それでは、②の項目に移りたいと思いますが、それぞれお茶、キャベツなんですけど、１０アール当たり、１反ですね、にかかる経費についてお伺いいたします。

○議長（緒方 直樹） 農業政策課長。

○農業政策課長（渡部 忠士君） 農業政策課長。お答えいたします。

経費のお尋ねでございます。キャベツやお茶の栽培に関する経費についてでございますけれども、県のほうから示されております農業経営管理指針というものがございます。こちらのほうから換算をいたしますと、１０アール当たりの経費でございますけれども、キャベツは、種苗代ですとか、肥料代、農薬代にかかる経費が合計で約１２万円というふうに算出されます。お茶につきましては、肥料代、農薬代にかかる経費が約７万円というふうに算定をされるところでございます。

○議長（緒方 直樹） ２番、永友良和議員。

○２番（永友 良和君） 大変ありがたい試算をしていただきまして、実際、キャベツの場合ですけど、キャベツの場合は、今言われたように、種代から土代、それから肥料代、収穫までにかかる消毒代、試算しますと、これ私個人の試算なんですけど、大体収穫まで１０アール当たり六、七万円かかるんじゃないかと、私は試算しております。１２万円試算していただきましてありがとうございます。

それと、お茶については、お茶は毎年植え替えるものではありませんので、お茶農家に直接聞いたところ、大体が追肥、追肥をする肥料代、それと防霜ファン、冬になると霜よ

けに防霜ファン回します。これの電気代と、あと消毒代ということで、お茶に関しては、1反当たり4万円から5万円かかるということを聞いております。それで、お茶については、特にペットボトルが出始めた時期ですね、実際。この頃は大変売れ行きもよくて、価格もよくて、お茶農家さんもその頃は大変需要が伸びて喜んでおられました、もうここ何年かは全く価格が低迷しておりまして、特に七、八月の三番茶ぐらい。三番茶ぐらいからは、ほとんどほとんど需要がなく、例えば、上永谷にあります茶工場がありますけど、あそこでは従業員さんたちの給料を払うために、農協が、JAがキロ15円から20円という物すごい低い価格で買い取るような形、それで茶工場を回していかなくちゃいけない状況になっていると。大変やっぱりJAさんにおいても、農家さんにおいても苦しい思いをされているということ、ここで皆さんたちにも知っておいてほしいなと思っております。

ただ、そして、染ヶ岡地区にありますお茶畑があるんですが、そういうことから価格低迷が平均してこの何年も続くということで、実際行ってみると分かると思うんですが、私が知ってる限り、ここ2年間で4ヘクタールから5ヘクタールの茶が抜根されて、次の作物、例えば、キャベツだとかハクサイだとかが今、定植されている状況にあるということも、また知っておいてほしいなと思っております。ただ、この価格が低迷していることに準じて、今回、国が打ち出しております次期作支援交付金、これは、お茶農家さんは申請できるということだそうです。農協の組合長のところにも行って、実際、先日、話を聞いてまいりました。この話を聞いたときに、ちょっとほっと私も胸をなで下ろしたところでございます。これは一応反当5万円ということで、国が上げておった次期作支援の交付金でございます。

ところが、枝自体が今回の台風でやっぱり枯れてしまっているものですから、お茶農家さんが一番心配されているのは、来年の一番茶ですね。これが一番高価格で売れるんだそうですが、一番茶が芽吹かない、枝が枯れていることから、もう芽吹かないということで、その収量が減少するんじゃないかということをお大変心配されておるところでございます。

キャベツ、ハクサイ等の農家にとっても、国が打ち出していた次期作支援交付金が実際見直しになったということで、予算が足りなくなって、国が240億円、最初予算組んでおりましたが、その5倍に膨れ上がったということで、見直しが行われ、キャベツ農家、ハクサイ農家は申請ができない。ちょっと今年の2月から4月、価格がよかったものから、当てはまらなくなって、申請ができない農家ももうほとんどでございます。

そういうことで、日頃より町長も、農家が元気ではないと町は栄えないと、商店街も栄えないということをよくおっしゃっております。大変ありがたいことだと思っておりますが、このようなことを含めまして、町として支援は、支援の考えが、再度お尋ねしますが、あるのかないのか伺いいたします。

○議長（緒方 直樹） 農業政策課長。

○農業政策課長（渡部 忠士君） 農業政策課長。お答えをさせていただきます。

まず、今回の台風10号の被害に関する支援についてというところでございます。今、議員のほうからいろいろ、議員自ら足を運ばれて、現地の被害のほうをいろいろ確認いただいたということでございます。

ただ、今回の台風10号の被害に関する支援につきまして、現時点の段階では検討をしていないというところでございます。実際その財源につきましては、原資が税金であるということに鑑みまして、慎重に判断をさせていただきたいというふうに考えているところでございまして、課内でどういった支援の可能性、必要性があるのか、可能性ができるのかというところを再検討を慎重にさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

これからも、ただ、台風10号、今回大型の台風ということで、特に塩害がひどかったというところでございますけれども、来年、再来年、毎年、これから毎年のことになるのかと思います。大型の台風の襲来につきましては、大いに想定されるところだというふうに考えております。

そこで、農林水産省におきましては、平成31年の1月からでございますけれども、新たに収入保険という制度を導入いたしまして、それを実施しているところでございます。この収入保険でございますけれども、農業をされておられる方々の経営努力だけでは避けられない、今回の台風10号のような自然災害でございますとか、農産物の価格の低下などで売上が減少をした場合に、その減少分の一部を補償するという、言ってしまうと画期的な保険でございます。例えば、もう一つ、新型コロナウイルスの影響によります減収に関しましても、この保険の対象というふうになっております。児湯地域におきましては、児湯農業改良普及センター、それから私ども行政、JA並びに、生産者代表構成員といたします児湯地区収入保険推進協議会というものが設立されまして、この収入保険の加入促進に向けた取組を、現在展開をさせていただいているところでございます。生産者の皆様に当たりましては、その加入に当たりましては、青色申告を行っている農業者という要件がまずございますけれども、生産者の皆様におかれましては、ぜひともこの収入保険を御検討の上、ぜひ御加入いただきまして、収入安定につなげる備えとしていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 2番。収入保険の、今、課長から話がありました。もちろん農家にとってはありがたい保険なんですけど、やっぱ掛金が発生するということで、やっぱりその辺は大変だということは知ってほしい、認識してほしいと思います。ぜひ、できれば、先ほど10アール当たりの経費のことを質問いたしましたが、できればその半分、例えば、キャベツだったら半分の2万円とかですね。お茶はちょっと分かりにくいんです。ですので、そこはまた検討をしていただいて、ぜひ台風被害に遭った支援を、できればもう実施してほしいなというふうに私は考えておりますので、どうか前向きな御検討をよろしくお

願います。

現在、私たち、染ヶ岡地区ひまわり畑のキャベツ、ハクサイの農家、⑥出荷組合といって、21軒で構成しております。24軒あったんですが、もう辞められていった人も、高齢ですね、いますので、現在21軒であります。私たちもJA出荷組と市場出荷組とに分かれておりますが、そこは関係なく、ブランド化を目指し、そして、新しい販売経路を目指すために、本当にみんなで試行錯誤しているところでございますので、その辺も含めて、ぜひよく検討をしていただきたいというふうに考えます。

また、お茶農家さんにおきましても、本当に販路の拡大、これをしていかないと、今後、お茶農家はやっていけなくなるんじゃないかと、私、懸念しております。ぜひ町といたしましても県と連携を結びながら、これを前向きに、販売経路の拡大等を進めていってほしいというふうに考えます。よろしくお願いいたします。

次に、消防団各機庫の無線機について質問をいたします。

現在、1部から13部あります。そして、本部、直轄、ラッパ隊もありますが、とありますが、この各部の無線機の状況はどういうふうになっているのかお伺いいたします。

○議長（緒方 直樹） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 総務課長。消防団各部の無線機の状況についてでございますが、ラッパ隊を除く消防団各部に、車載型無線機及び携帯無線機を各1台配備しております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 今、説明があったとおりに思います。消防車についている固定の無線機と携帯、持ち運べる無線機があると思うんですが、この携帯式の無線機はいつ頃導入されたのかお伺いいたします。

○議長（緒方 直樹） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 総務課長。携帯無線機につきましては、平成25年度から配備をしておるものでございます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 平成25年ですね。このことによって、この携帯無線機が各部に配備されたことによって、例えば、夜景の時期になりますと、今までは待機していて、状況が待機している消防団員と消防車で回っている連携がなかなか取れなかったんだそうですが、携帯無線機が導入されたことで、待機している消防団員の方と、それと、回っている消防団の方の連携がスムーズに取れて、大変便利がいいという話を聞いております。

ただ、各消防団の話を聞いたところ、町内で無線機が届かないときが、まず頻繁にあると。せっかく携帯型導入されたんですが、届かないということがあるということです。災害時にそれぞれの部の地域の状況がつかめない。つかめないということは、支援が遅れる

んじゃないかと私はちょっと心配しています。例えば、町なかが大地震で洪水、津波とかで身動きが取れないときに、例えば、13部とか9部とかが支援に行きたいというときに、この無線がせっかくあるのに、電波が届かなければ、状況が把握できない、町の様子ですね。ということで、やっぱりそういうことで遅れるんじゃないかなという懸念を、私持っております。例えば、東日本大震災のときは、実際、携帯も使えなかったそうです。これを一番助けたのが、タクシーの無線だったという実例が挙がっております。ですから、いろんなことが考えられると思いますが、各部の機庫にアンテナを設置してはどうかと私考えるんですが、これで届く届かないは、まだ分かりません。ただ、アンテナを設置してみてもどうかということなんですが、どう考えておられるか伺います。

○議長（緒方 直樹） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 総務課長。消防団に配備しております無線機につきましては、場所や距離により受信が困難な地域があるということは承知をいたしております。今後その解消に向けて必要な調査を実施しまして、費用対効果等も踏まえ、アンテナ設置について検討を行いたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 2番。前向きな答弁ありがとうございます。私、団長のところにも話を聞きに行きました。団長のところは、自分の事務所の2階の屋根に、実際もうアンテナが設置してありました。これをつけると、大変受信が容易にできるということで聞いてまいりました。町としてデジタル化も考えているんじゃないかという、私思いましたけど、デジタル化にすると、中継基地をつくって、やっぱりアンテナを設置しなくちゃいけなくなると思うんですが、そのアンテナ設置に大変費用がかかるということもちょっと聞いております。デジタルのほうが対応が早いと、団長はそういうふうに言っておりましたので、そこ辺も皆さんにお伝えしておきたいと思います。

このアンテナを設置することで、どのような効果が考えられるのかといいますと、やっぱり町内全域に無線が届けば、災害時に素早い対応ができるんじゃないかというふうに考えます。昨今、台風や大雨の被害状況を見ていますと、昔に比べて災害の規模がだんだん大きくなってきております。また巨大地震等も予想される中で、アンテナ設置により素早い連絡や連携が取れることは、今後、最も重要になってくると私は考えます。すぐに全部の、今、先ほど答弁がありましたように、全部の機庫に設置するのではなく、例えば、離れた部で、例えば、海岸線の11部と、9部とかいうところで試してみる価値が十分あるんじゃないかと思いますが、町長、お考えを伺います。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。災害時等における迅速な連絡体制の構築は大変重要でありますので、課長が答弁しましたように、今後アンテナの設置を含め、受信が困難な地域の解消に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（緒方 直樹） 2 番、永友良和議員。

○2 番（永友 良和君） ぜひ一回試してみるといいんじゃないかと思っております。

それでは、最後の3 番目、鳥インフルエンザの対応についてお伺いします。

日本では、まず、四国の香川県で5 例以上が発生し、そして、その後、鹿児島県の鶴で有名な出水市において、鶴や野鳥から陽性反応が出ております。この時期に、私、この一般質問を提出させていただきました。というのは、やっぱり宮崎県も、もちろん本町も用心しておかなくちゃいけないよというつもりで一般質問を提出いたしました。ところが、何か嫌な予感が当たったというか、これはもういけないことなんです、実は、本県においても、もう皆さん御存じのように、11 月30 日に日向の東郷町で発生して以来、都農町、都城、高崎、そして野尻というふうに5 件が発生しております。今朝も何か大分のほうで発生したということで新聞に載っておりましたが、そういうことも含めて、今後、コロナウイルスと一緒に、発生の拡大が懸念される中、先日、担当課長より説明がありました、状況についてですね、が、ここで再度お伺いいたします。

まず、この鳥インフルエンザ対策について、県はどのような対策を打ち出しているのかお伺いいたします。

○議長（緒方 直樹） 農業政策課長。

○農業政策課長（渡部 忠士君） 農業政策課長。お答えをさせていただきます。

御案内のとおり、現在、流行期に入っているという状況でございます。県におきましては、家畜保健衛生所によります巡回指導というのを行っております。鶏舎の保守点検でございますとか、水辺付近のウイルス侵入リスクの高い農場への強化巡回を行っているというところでございます。その中で、また発生してきているというところではございます。

また、毎月の定点モニタリング検査というのを行っております。それに加えまして、追加のモニタリング検査というものも実施をいたしまして、遡ること11 月の中旬から、野鳥の生息状況調査でございますとか、野鳥のふん便によるウイルス検査を随時実施しているというところでございます。

さらに、家畜伝染病予防法第9 条の規定によりまして、11 月29 日から12 月25 日の間に、県内における高病原性鳥インフルエンザの発生を緊急的に予防するため、消石灰等の消毒薬を配布し、飼養施設内に散布することを求めているというところでございます。

○議長（緒方 直樹） 2 番、永友良和議員。

○2 番（永友 良和君） よく分かりました。この県の対策を受けて、それでは、本町としてはどのような対策を打ち出しているのかお伺いいたします。

○議長（緒方 直樹） 農業政策課長。

○農業政策課長（渡部 忠士君） 農業政策課長。お答えをいたします。

国や県からの情報でございますとか通知文書を発出されておきまして、それらにつきましては、速やかに畜産農家へ提供をさせていただきます。また、お知らせのかなべを活用いたしました県内一斉消毒の日の広報を行わせていただきまして、各畜産農家の防疫への

意識を高めるように努めているところでございます。

また、西都・児湯管内の各市町村と協力いたしまして、新規採用職員向けの防疫研修を行っておりまして、職員の資質向上に努めているというところでございます。

なお、当町におきましても、町内の畜産農家の防疫強化の推進を図るために、全畜産農家への消毒薬剤とか石灰の配布を、今月ですけれども、16日、17日の両日で全ての畜産農家向けにそういった薬剤配布、石灰配布を計画しているところでございます。

また、飼養衛生管理基準の変更に伴いまして、養豚、養鶏農場は畜舎だけではなく、堆肥舎等でも鳥ネットの設置が義務づけられましたので、設置推進を進めるに当たりまして、家保の行った設置状況調査の結果を基にいたしまして、現在、要望調査を実施しているところでございます。要望のありました事業者様につきましては、国・県補助を活用できるように申請を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） できるだけ、今16、17ということと言われましたが、心配だろうと思います、農家さん。できれば早く、できれば、もう早くしてあげればいいかなというふうに考えておりますが。

それで、この前、協議会の場でも資料を出してもらいました。町内のブロイラー、肉鳥ですね。それと、レイヤー、採卵されている農家さんたちですね。全部で何軒あるのか、もう一度、再度お伺いいたします。そしてまた、その農家さんたちへの周知の方法、どういう周知の方法を取られているのかお伺いいたします。

○議長（緒方 直樹） 農業政策課長。

○農業政策課長（渡部 忠士君） 農業政策課長。まず、数字のほうからお答えをさせていただきます。町内の養鶏農家さんの数の内訳でございます。ブロイラー、肉用鶏でございますけれども、こちらが20軒、そして、レイヤー、採卵ですね、が5件というふうになっております。

それから、養鶏農家さんへの通知でございますけれども、先ほどお答えさせていただきましたとおり、様々な御案内を、広く御案内させていただく部分については、お知らせしたかなで、それと、先ほど申しました16、17の案内につきましては、文書を発送をさせていただいております。また、県内でそういった鳥インフルエンザの発生につきましては、県のほうから第一報がありました段階で、それを高鍋町のほうからちょっと書き起こしまして、一斉にファクスで伝達をさせていただいているというところでございます。

○議長（緒方 直樹） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） これはもうやっぱり大変なことなので、今言われたように、各農家さんたちに、25軒ですかね。文書あるいはファクスでできるだけ早い、短い時間で通知ができるように、これからも、これから先がやっぱり大変だと思います。そういう段取りのほうをしっかりとさせていただくようお願いいたします。

それと、この前の説明の中で、12月26日まで続く、今、農大の駐車場で消毒作業を行っております。4交代6時間ということで、1回6時間ということで対応しているようですが、職員の皆さんにとっても負担は大きいということは考えられます。このまま発生がなければ、12月26日で消毒作業は終わるのかどうか伺いたします。

○議長（緒方 直樹） 農業政策課長。

○農業政策課長（渡部 忠士君） 農業政策課長。26日という日でございますけれども、26日の午前0時で消毒作業は、都農町での発生における消毒作業は終了するということになります。

○議長（緒方 直樹） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 2番。26日でぜひ終わりにしたいなというふうに思っております。町の対応として、先ほどもありました12月の16か17の2日間で、消石灰の配布とかを、まあ消毒液とかもこれは入っているんじゃないかと思うんですが、ちょっと話を聞きますと、農家さんたちの。その消石灰や消毒液が県内不足しているんじゃないかと心配されておりますが、その辺の状況はいかがでしょうか。伺いたします。

○議長（緒方 直樹） 農業政策課長。

○農業政策課長（渡部 忠士君） 農業政策課長。そういった消毒剤とか消石灰の不足については、私どものほうにそういった情報は入ってきていないというところでございます。計画どおり16、17で配布をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（緒方 直樹） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 2番。じゃ、今、不足してないということで、安心いたしました。ぜひ配布のほうをお願いしたいと思っております。今後もぜひ本町におかれましても、家畜を飼っている農家さんたちでつくっている、たしか自衛防疫協議会みたいなものがあると思うんですが、その防疫協議会、それと、JAさんたちとも連携をしっかりと密に取って、防疫にこれから先も取り組んでいってほしいと考えております。

それでは、3つ目なんですが、実は、平成23年に本町でも鳥インフルエンザの発生で殺処分して埋却した土地が持田古墳にあります。私も平成22年の12月に議員になって、翌月の1月に防護服を着て消毒作業、今のキャノンの下、前は南九大、南九大と言ってます。あの下の広いところの駐車場で、トラックをとめて消毒した経験があります。ほかの議員さんたちも当時あったと思います。分かれて行っておりましたのでですね。もうあの思いをするのは、もう二度としたくないというふうに、あのとき思っております。あれから10年たちます。持田古墳のすぐそばですから、景観的にもあまりよくないです。私もしょっちゅう通るんですが、景観的に大変あんまりよくないというふうに考えております。

そこで、もし再利用とか、反別はそんなにないんですが、するのに、県とか町の手助けは何かないのか。もう10年たっておりますので、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 農業政策課長。

○農業政策課長（渡部 忠士君） 農業政策課長。お答えをいたします。

まず、飼養衛生管理基準というのがございますけれども、この中で埋却地の確保につきましては、農家さんの義務ということがうたわれておりまして、町内の養鶏農家の皆さんにおきましても、それぞれ埋却地を確保、管理していただいているところでございます。また、過去に町内で発生いたしました鳥インフルエンザの埋却地につきましても、埋却地の所有者と養鶏農家さんは同一の方でございますので、継続して埋却地の管理を行っていただいているというところでございます。

埋却地の整備補助についてでございますけれども、口蹄疫の埋却地につきましては、例外的に国や県の補助によります再生事業がございました。現在は、埋却地整備に関する補助というのは完了して、現在ございません。県単独の土地改良事業において活用できそうな支援メニューというものはありそうなんですけれども、今回の案件につきましては、受益面積等の要件に合致しないということもございまして、事業化は難しいというふうに考えているところでございます。実際のところ、掘削可能となる埋却3年後以降に農地として利用するためには、土地の所有者の方が埋却地となった農地を御自身で整備していただくということになりますものですから、埋却地の選定段階から農地を埋却地とする場合のリスクといったものもお考えいただくこと、必要があるのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 分かりました。もし再利用するのであれば、もし町として重機を農家さんが自分でするのに借りたいというときには、何らかの支援も頭の中に入れておいてもらおうとありがたいなというふうに思います。

それで、今、埋却地のことを質問いたしましたので、もう一点お伺いしたいと思います。もし、これはもう本当にあつてはいけないと思うんですが、本町で25軒、養鶏農家さんたちいますが、もし本町のどこかで発生した場合、もちろん殺処分して埋却しなければならなくなってくるというふうに思いますが、それぞれの農家さんの埋却地の確保については、必須の条件であることは私も認識しておりますが、担当課としては、この把握はできているのかお伺いいたします。

○議長（緒方 直樹） 農業政策課長。

○農業政策課長（渡部 忠士君） 農業政策課長。埋却地の確保につきましては、全ての養鶏農家さんにおかれまして、できているというところでございます。埋却地につきましては、そして、家畜保健衛生所のほうで毎回点検を行って、いざというときにちゃんと使えるようにというのは確認をして、その情報についても私ども共有させていただいているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 2番。確保できているということを担当課も把握しているということで、一安心であります。鳥インフルエンザに関しては、発生してから埋却処分まで、テレビ等で見えていまして物すごい早いスピードでありますので、出てから埋却地を探す

ような状態では手後れになるということが考えられますので、またそこも把握しているということで、よろしくお願いいたします。

それでは、最後に、新型コロナウイルスと同様に、鳥インフルエンザウイルスが今後これ以上、本県はもとより、児湯郡内、そして本町で発生しないことを、私、本当焼き鳥、もも焼き大好物でありますので、本当に発生しないことを心より願ひまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（緒方 直樹） これで、永友良和議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時45分休憩

.....
午前11時46分再開

○議長（緒方 直樹） 再開いたします。

日程第1. 一般質問

○議長（緒方 直樹） 次に、8番、黒木正建議員の質問を許します。

○8番（黒木 正建君） 傍聴者の皆さん、こんにちは。どうも御苦労さまです。

それでは、私は、通告に従ひまして3件の項目について一般質問を行います。

1項目め、道路上の防犯灯の設置について、2項目め、斜面崩壊の復旧工事について、3項目め、蚊口海岸の保全についてであります。

まず、防犯灯設置についての現場の状況等述べてみますと、場所は蚊口地区のぐみ原～蚊口線で、この区間は警察官舎から国道10号線のローソン東側の約600メートルの田んぼの中の直線道路の町道であります。

また、道路沿いには町の指定史跡であります琴弾の松があり、この時期になると地域の人たちによるコスモスの花いっぱい運動が毎年、展開されております。

現状を見てみますと、朝夕の薄暗い時間帯から健康維持増進のためのウォーキング、犬の散歩、学生、通勤者及び車両等、幅広い層の町民がこの道を利用しています。心配されるのが交通事故で、起こさない、事故に遭わないためにも照明の設置の役割が大事であります。町長の対応についてお伺いしたいと思います。

以上、登壇しての質問とし、1項目の詳細についてと2項目めの斜面崩壊の復旧工事について、3項目の蚊口海岸の保全について、発言者席で質問いたします。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。お答えいたします。

防犯灯の設置につきましては、設置地区に電気料金の負担をお願いしていることから、公民館長を通して要望書の提出をお願いしているところでございます。

また、当路線につきましても、該当地区からの御要望により対応してまいりたいと考えておりますが、議員の御指摘のとおり、近隣に住宅や店舗等もなく、日暮れになりますと

暗く危険な状態となることから、その対応につきまして今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（緒方 直樹） 8番、黒木正建議員。

○8番（黒木 正建君） この直線道路の600メートルですけど、先ほど町長が答弁されたように非常に住宅等が1軒もないことで、各地区の公民館のほうから維持管理費をちゅうことに一応なっているんですけど。例えばこういった田んぼの中の直線道路、実際は以前も全然田んぼの中で活用もできなかったところを、ここに農業地帯をつくろうということで道路を通しまして、ここに稲作、そっちのほうからハウス、そこ辺を一带の農業地帯にしようということで始まった、そのときの道路でありまして、高鍋町の農業に関しては非常にエネルギーちゅうか今日まで発展してきた、その場所でもあります。

現状を見ますと、先ほど申しましたように健康維持とか高齢者の方たちが非常に朝早くからやっておられて、また現場でもちょこちょこ見についているんですけど非常に車も多くて、正直物すごい飛ばします。事故が起きないのが不思議なぐらい、そういう状況でありますので。先ほど町長が言われましたように、そこ辺の関係はあるんですけど、そういう場所については、やはり特別そういうところは交通事故撲滅のためにも、ぜひ考えていただいて設置をしていただきたいと思います。と思っています。

道路の電柱、10本あるんですけど、全てそこに電柱にそういう照明器具ちゅういいですか電灯、そういったのをつけろというんじゃなくて、そこ辺を現場のほうで担当課のほうからよく見てもらって、途中で非常に交差しているところとか、突き当たりのところとかそういうところあるんですから、そこ辺を現地を確認して、ぜひそういう大きな事故等が起らないうちに、ぜひ実現していただきたいと思います。

それから、2項目めに出しました斜面崩壊の復旧工事ですけど、これは町じゃなくて国土交通省の管轄になっているんですけど、実際現場を見てみますと、現在はビニールとかそういうシートでかぶさってロープで固定してあるんですけど、応急処置であります。

実際、ちょうど場所的にはプロパンガスの充填所のそばになるんですけど、上から見ますと非常にもうちょうど境界の杭が立っているんですが、そこ辺からもうずり落ちてるちゅう感じで、いつ崩壊しても緊急を要するという感じのところなんですけど。

担当課のほうとしては、これも町ではないんですけど、国のほうになるんですけど、そこ辺はどんなふうに思っておられるか、現場等確認とかそういうのをされているのかどうかお伺いします。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 建設管理課長。お答えいたします。

現場につきましては、ちょうど堀の内団地の国道10号出たところの反対側の斜面でございます。皆様国道10号利用されておりますので御確認されておると思うんですけども、確かに大型土のうで今のところは土砂の崩壊を止めている状況で危険な状態であることは認識しております。

国土交通省の管轄ということで、現在国土交通省に問い合わせたところ、復旧工法の設計内容を精査中で必要な予算措置を調整を行っているところであり、なるべく早く復旧のほうに着手してまいりたいということで聞いております。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 8番、黒木正建議員。

○8番（黒木 正建君） 8番。私もどちらかと言うと現場重視というか、現場主義ちゅうような感じでやっているもので、国土交通省とかそういうところは直接当たって砕けるという感じで、しょっちゅうどこそこでも言っているんですけど。いろいろそこ辺、素人ですから分かりませんのでいろいろ聞いたところ、非常に泥岩ちゅうか泥とかそれと岩とかそういう、極端に言えば青島の鬼の洗濯板ですね、あそこみたいなもので、泥がどんどん落ちてしまうと、岩が残ってしまう、そういう状況の現場らしいんですよ。

高鍋温泉の前2か所、一般質問出したとき、吹きつけとかそういうので工事してもらったんですけど、ああいうこと違って、なかなか今先ほど言いましたように、シートを被せてロープで固定してあるんですけど、応急的に。それじゃ駄目だちゅうことで、鉄筋等を使って補強をしないと、あそこは無理だと。それもあるんですけど、現在シートを張ってあります左右、そこ辺を恐らく上から現場を見にいくと壊れるだろうと、時間の問題だろうという素人から見ても、そういう感じのするところです。

先ほど課長から答弁がありましたように、とにかく3月中には終わらせたいと。それまでに予算的な面もあるんですけど、施工業者とかそういうようなものもあるんですけど、工事に入ればそんなに長くはかからないと、そういうようなところらしいんですけど。

場所が場所だけに、高鍋の大動脈みたいなもので、そこと町のほうの道路が封鎖されたりしたら、物すごい車の渋滞が続いたりして麻痺してしまうような状況になるんじゃないかと思うんですよ。

それで、担当課のほうからも人の命に関わることでありますので、県だから国だからどうということじゃなくて、そこ辺をどんどんやっぱり人の命がかかっておるんですので、強気でどんどんやっぱり交渉していただきたいと思うんですけど、そこら辺の心構えをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 建設管理課長。私どもも特に国道10号ということで、重要な幹線ルートでありますので、いざあそこが崩壊すると大変な問題になります。人的に被害が発生することも可能性考えられますし、その分については国のほうに早い復旧をお願いしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 8番、黒木正建議員。

○8番（黒木 正建君） ぜひ言いづらいところもいろいろあると思うんです。これも金がかかった、予算的なもんやらとか。だけど、そこ辺も強気にどんどんやっぱり進めていっ

ていただきたいと思います。

それから、3項目めの蚊口海岸の保全ということですが、場所的には蚊口のしゃちんぼの濱御存じだと思うんですけど、あれからずっと下ったところです。そこで現場を見られた方は分かると思うんですけど、昭和20年代ぐらいから一部港湾、国土交通省は大抵共同でそういった護岸工事をやられたらしいんですけど。

現場見てみますと、そういった亀裂といいますか、接続してあるとこといいいますか、そういうのがどんどん剥がれてしまって、かなり大きなすき間が出ています。なかなか工事、これ大変、簡単にできることでもないなちゅうことはもう認識しており、私もそこ辺も、これは中部港湾のほうを担当ちゅうことになっているようです。

いろいろ話も聞いているんですけど、とにかく一番障害となっているのはやっぱり予算面のものでありますけど。今後町のほうとしては、管轄は県のほうの中部港湾になるんですけど、そこ辺にどういう要望なりとかしておられるのか、そこ辺伺います。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 建設管理課長。お答えいたします。

御指摘の護岸につきましては、御指摘にありましたように中部港湾事務所のほうの管轄になります。ちょうどしゃちんぼの濱から真っすぐ海に向かいまして、防波堤のところに陸閘門といいます門が取りつけてあるんですけど、その裏側というか海岸側になります。ちょうど防波堤の下護岸部分の下部分が亀裂が大きく約10メートルほど被災している状態であります。

これにつきましては、県のほうも今その対策にしてどういう工法がいいのか、できるのかを検討されているというところで伺っております。町としましても、その部分は防波堤の機能がきちんと発揮できるように、その対応については県のほうに要望してまいりたいと考えております。

○議長（緒方 直樹） 8番、黒木正建議員。

○8番（黒木 正建君） 現場をしょっちゅう見ているんですけど、見るたびにどんどん開いていっているなという感じがするんですけど。そこに消波ブロック、そういうのでいろいろ土台とか、取り巻いたところにその処置はしてあるんですけど、皆さん御存じのように今砂利とか砂がないんですね、もう、侵食されてですね。前は例えば鵜戸神社の祭りとか、そういうのを鵜戸神社に行って、それから浜下りとか下に行って、みそぎでそこから下りていったんです。その砂浜にすぐ下りられたんですけど、今も全然そこまで波がばんばん来て、全然下りられない状況です。

場所的に非常に魚釣りの釣り客が多いんですけど、そこから下りていっていたんですけど、今はもう波がばんばん来て、下手すると命取りになるような状況です。ちょっと離れたところに、そういうはしごを自分たちでつくって、魚釣りに行かれる方、そこから下りておられるような状況です。現場に行っていると、ちゃんとそういうとこ頼んで魚釣り行けるようにつくってくれとか、そういうのしょっちゅう言われます、こっちも言い返

したりするんですけど。

今すぐそういう工事といいますか、そういうのをやれというのも非常に大変だなちゅう素人考えでは分かります、課長言われるように。だけど、実際のところそこだけじゃなくて、蚊口の海水浴場、このそばあたりも、もう石がごろごろです、もう。砂がなくなって。高鍋の蚊口のほうになりますけど海岸だけじゃなくて、全体的にそういう侵食されて大変な状況になっているんだろうと思うんですけど、現在この一般質問出したら、その場所も県のほうも十分考えておられると思うんですけど、長ければ長くなるほど、そこがどんどん傷口が大きくなって、大きな、大々的な工事が必要になってくるような状況になるんじゃないかというふうに思っているんですけど。

毎日、結構いっぱいの人たちが現場に来ておられます。いろんなことをしゃべっておられますけど、やっぱりそれだけ気になっているんじゃないかと思うんですけど、そこ辺も県のほうも十分考えておられると思いますけど、担当課のほうからもそこ辺は十分話しておられると思うんですけど、なお一層いろいろコンタクトをとってもらって、早いうちに改善できるようにやってもらいたいと思います。そこ辺の意気込みを聞かせてください。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 建設管理課長。そうですね、町の建設管理課としても、防波堤について本当、安全にするための施設でございますので、その部分については中部港湾事務所なり、県なり、きちっと対応をしていただくように要望してまいりたいというふうに思っております。

○議長（緒方 直樹） 8 番、黒木正建議員。

○8 番（黒木 正建君） その辺よろしくお願ひしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（緒方 直樹） これで、黒木正建議員の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩をしたいと思います。

午後 0 時 09 分休憩

.....

午後 1 時 15 分再開

○議長（緒方 直樹） 再開いたします。

_____ . _____ . _____

日程第 1. 一般質問

○議長（緒方 直樹） 次に、11 番、中村末子議員の質問を許します。

○11 番（中村 末子君） 11 番、中村末子。こんにちは。日本共産党の中村末子が、コロナ禍における町民生活をどう支援していくのかなど、4 項目について質問を行います。全ての項目をより深くしたいのはやまやまなんですけれども、町民からの要望が多かった事柄について、より多くの時間を割きたいと思います。

またまた第 3 波が押し寄せ、宮崎でも東京、大阪などから仕事などで来られた方からの

感染が出ているようです。相変わらず夜の飲食でのクラスターも発生しているとの県報告もあります。

高鍋でも、いろんなお店が工夫を凝らして、特徴のあるお弁当などを作り販売、それでもお店を開けて、今までの売上げとは違うようです。3名雇用していた人は2名解雇するなどして対応されているようです。

商業、農業などへの具体的な支援策ではどのようなものができているのか、これから高鍋町予算で支えることができるのか心配をしております。具体的な対策支援はあるのかお伺いします。

町民はテレビを見て不安が広がっています。東京や大阪などにいる家族に対して、里帰りできないことは仕方ないと諦めてはいるものの、これからどうなるのか不安は広がっています。

若い人の中には、子育て、介護などで行き詰まり、心労のため精神的にまいってしまい、鬱などを発症している人も少なくないようです。これでは生活そのものが危うい状況です。その対策はどうされているのかお伺いします。

子どもは無邪気です。最初は面白がってしていたマスクも、近頃ではしたくないと駄々をこねる子どもも多いと聞いております。

また、学童などでは密を避けたいと思われたのか、家でおばあちゃんなどがおられる家庭に対して、家庭での預かりをとお願ひされているようです。学童をはじめ、保育所などでの密を防ぐ対応の確認はできているのでしょうか。

また、子どもはある意味、密に触れ合うことで成長するとも言われていますが、どのような対策をお願いされているのでしょうか。

教育現場でも大変な状況がマスコミ報道をされました。マスクのため思うように発音ができず、友達との会話がうまくできない、手作りマスクではない子どもがのけものになるなど、現場では大変な状況のようですが、高鍋町ではこのようなことはないのでしょうか。きちんと見えているのでしょうか。相手の表情がうまく見えないために起こり得る対立などないのでしょうか。給食時においてはどう対応されているのか、密な状況はできていないのかお伺いします。

生徒や保護者への支援策としてどのような対策を講じてこられたのかお伺いしたいと思います。

次に、新たに発見された地下式横穴墓2基が見つかったことで、新たな歴史が追加されたようです。

まず、以前から盗掘されたものの、持田古墳群については、学術的に見て、本来なら東都原古墳群として名を残すはずでした。里帰り展ではそれを実感できましたが、あのときの資料は残されているのでしょうか。残されているとしたら、今こそ整理し直し、観光資源としてきちんと看板でも作る必要があると考えますが、いかがでしょうか。

地下式横穴墓に対して現地で御説明をいただきました東様に対しては、お礼を申し上げます。

ると同時に、3Dなどでの保存を示唆されましたが、高鍋町教育委員会の考え方はどうでしょうか。

文化財に関しては国も県も冷たいもので、ほぼ予算がありません。これからどのような対策を講じられるのか、流れを具体的に示していただきたいと思います。

あとは発言者席にてお伺いしたいと思います。

次に、子育て支援策です。

まず、子どもの貧困化についてはどのようにお考えでしょうか。

町長選挙に向けて、どのような政策を打ち出されておられるのか、既に選挙対策についてはできていると考えますので、よろしくお願いしたいと思います。

給食費助成はどのようなお考えでしょうか。私は、全員無料化することは予算的にも厳しいと思いますけれども、町長ならその打開策を考えておられるかと思いますが、いかがでしょうか。

次に、農地保全に係る問題で、圃場整備、農地のあり方をこの間、農業委員会などで検討されてきたこととは思いますが、どのようなものでしょうか。

土地の有効活用、農業用地専用地など、青地、白地の見直しはなされてきたのかお伺いします。

この間、これは水利組合の問題かもしれませんが、10号線近くの農地、下嶋城に関して水の問題が浮上してきました。これは土地改良区でも随分とお力を貸していただき、解決を図る努力をなされてきたことだとは思いますが、農地利用に関しては、水利組合に入るのかは個人の問題と考えるべきなのでしょうか。

総合的に考えたとき、畑田土地区画整理事業のとき、太平寺下水利組合に関して大きな問題が浮上しました。あのとき幾つの水利に水を提供していたのか、資料には残っているでしょうか。区画整理事業内のあり方についての方向性はどうだったのでしょうか、お伺いします。

以上、登壇しての質問は終了し、あとは発言者席にてお伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。お答えいたします。

まず商業支援についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響が広がった4月以降、テイクアウトクーポン発行事業や売上減少事業者の事業継続を支援するための緊急経済対策支援金、町内の消費喚起を目的としたプレミアム付き商品券発行、資金繰り支援のための利子補給、県による休業要請対象事業者を支援する感染症対策休業等要請支援金、感染防止対策を支援する感染症対策事業継続支援事業など、情勢に応じた支援策に取り組んでまいりました。

農業に関する支援につきましては、主なものとして、インバウンド減少に伴う和牛肉などの高級食材の消費が全国的に低迷したことから、児湯農協と協力をいたしまして農産物の販売促進フェアを行ったところでございます。

また、県内産高級食材の消費拡大の観点から、東西小中学校の給食食材に和牛肉や果物、水産物を提供したところでございます。

現時点で新たな対策支援は決定しておりませんが、今後も感染症対策の状況や地域経済の動向などに注視しつつ、関係団体とも協議を行いながら効果的な支援をしてまいりたいと考えております。

次に、心労を抱えておられる方々への対策についてでございますが、議員がおっしゃるように、このコロナ禍の中、日常生活や行動に不安を抱えている方は少なからずいらっしゃると思われます。

ウィズコロナの中において、正しく恐れた上で、正しい感染予防や正しい情報の下で行動していただき、健康被害に遭わないようにしていただきたいと考えておりますが、町民の方々がこのような大きな環境の変化から不安や悩みを抱え込まないよう、総合相談支援センター「架け橋」といった相談窓口の周知を図り、引き続き子育てや介護といった様々な相談に対し、コロナ特例の緊急資金貸付等、必要な対応を実施してまいりたいと考えております。

なお、保護者の就労環境の悪化など、コロナ禍における子育て世帯の経済的、精神的な影響を緩和するため、本町独自の施策として、国の子育て世帯への臨時特別給付金の上乗せ事業として、児童1人当たり5,000円を支給する子育て世帯応援給付金や独り親家庭への支援策として、児童扶養手当受給世帯1世帯当たり5万円を支給するひとり親世帯応援給付金のほか、令和2年4月28日以降に生まれた赤ちゃん1人当たり10万円を支給する赤ちゃんすくすく応援特別給付金などを実施し、子育て世帯への支援を行っているところでございます。

次に、放課後児童クラブや保育所等での密を防ぐための対応についてでございますが、国の感染防止対策の通知を参考に、手洗い、消毒の徹底、マスクの着用、定期的な室内の換気はもとより、人が集まる行事等の見直し、時間短縮や実施時期を分ける、参加人数を制限するなど、密にならない工夫をしながら行事や保育サービスを提供していただいているところでございます。

そのほか、小学校の臨時休業や国の緊急事態宣言、7月に本町でクラスターが発生した際には、密を避けるため登園自粛等を保護者の方をお願いしたところでございます。議員御指摘のように、子どもにとっても人との対話や触れ合いは大切ではございますが、コロナ禍においては極力密を避けるよう対応をしていただいているところでございます。

次に、子どもの貧困化についてでございますが、子ども期の貧困は、食生活や栄養の偏り、医療機関への受診抑制による心身への影響、高校・大学への進学断念による教育や就職、収入格差など様々な影響を受けると同時に、社会に出ても貧困となる貧困の連鎖を引き起こす要因ともなっております。

これからの高鍋町を担っていくのは今を生きる子どもたちであり、町の未来にとって、全ての子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、夢と希望を持って成長していけ

る社会の実現は重要なものと考えております。今後とも、教育、福祉、保健等の関係機関が連携し、このような家庭に対し必要な支援ができるよう努めてまいりたいと考えております。

なお、今後の政策といたしましては、新たな10のプロジェクトを掲げており、そのうち子育て支援への取組といたしましては、高鍋町社会福祉協議会との連携推進による相談・支援体制の強化、町立わかば保育園の改修、リノベーションの推進、子育て世代の支援の推進、放課後児童クラブ、子どもの貧困対策等児童支援を重点目標に掲げております。

次に、給食費助成についてでございますが、現時点では全員無料化することは考えておりません。3月議会の際に議員がおっしゃった御意見も参考にさせていただき、教育委員会と連携して、経済的にお困りになられている世帯に対しましては、就学援助制度による支援を行っているところでございます。

次に、青地、白地の農用地区域の見直しについてでございますが、平成28年度に高鍋町の全体見直しを実施したところでございます。年2回程度ですが、個別案件の見直しの受付を行い、農用地区域の計画変更を行っているところでございます。

次に、水の問題についてでございますが、農地の利用に関して、水利組合への加入については個人の問題と考えます。しかしながら、農地が所在する水利組合の地域において、その水利組合が管理する用水路や排水路といった水利施設を使用して耕作を行いたいとお考えの場合には、水利組合に加入していただくことになろうかと考えております。

次に、畑田土地区画整理事業についてでございますが、事業の際には用水を2つの水利組合に提供しており、資料は残っております。区画整理事業のあり方については、当時、営農継続を希望される方々の意向を取り入れ、事業を推進したことに間違いはなかったと考えております。

○議長（緒方 直樹） 教育長。

○教育長（川上 浩君） 教育長。それでは、まず学校教育に関する部分についてお答えいたします。

議員がおっしゃいますとおり、子どもの成長にとって人と人との触れ合いは非常に重要であり、そのことを踏まえ、本町においては、年度当初より感染対策を徹底しながら、可能な限り授業を行う工夫や努力を行ってまいりました。給食につきましても、町長の指示を受け、できる限り提供する努力をしてまいりましたことは、議会等でも御報告してまいりましたとおりでございます。

12月3日付で文部科学省が新たなガイドラインを発表しました。児童生徒や教職員の感染が確認されても、直ちに臨時休業とせず、保健所と相談の上判断するような指示でございます。現在の取組を継続すれば、学校での感染拡大の可能性は低いという、そういうふうな調査結果、エビデンスに基づく判断であり、これまでの本町での取組をやってきたわけですが、その重要性を、学校での取組の重要性を再確認したところであります。

文部科学省の指示に基づき、現在、本町もガイドラインを改定しているところであります。

すけれども、8月に議員の皆様へ御説明申し上げましたけれども、ガイドラインどおりに運用するためには、保護者をはじめとする町民の皆様への御理解が不可欠であります。子どもたちに教育の場を保障するためにも、正しい情報に基づき冷静に行動することがいかに大切かを改めて強く感じているところであります。

次に、マスク着用に関因するトラブル等についてですけれども、改めて各学校で状況調査を行いましたけれども、議員が御指摘されるような事案というのは確認されておりません。

給食時の対応につきましても、手洗い、それから全員前向きとする机の配置、大声での会話することへ注意するなど、そういうことを継続して行っております。

次に、3密への対応でございますけれども、身体的距離の確保や十分な換気を行うとともに、マスク着用、定期的な手洗いや消毒の徹底、つまり今までやってきたことを職員一丸となって行っております。

生徒、そして保護者への支援策、どのような支援策ということですが、まずは保護者の皆様が不安を持たれないように、学校と連携して文書やメールを発出するなどして、丁寧な情報提供、説明を心がけております。

例えば中学3年生につきまして、高校入試の対応等においてですけれども、東西両中学校とも県立高校、私立高校の入試の出題範囲に係る学習内容については、予定どおりしっかり履修できるという、そういう見込みであるというような学習面についての案内、そういうような案内もしております。

また、4校のPTA会長の皆様と直接お会いする機会を設けて、じかに保護者の皆様の声を聞かせていただく、そのような努力もしております。

その他、先ほど町長からの答弁もありましたけれども、経済状況の変化などに伴う懸念につきましては、就学援助制度による経済的な支援をはじめ、心理的、福祉面からの支援についても、学校や関係機関と連携して積極的に対応しているところでございます。

次に、持田古墳関連についてお答えいたします。

まず持田古墳群出土品里帰り展に係る資料についてでございますけれども、図録や展示物の写真の一部についてスライドフィルムが残っております。御指摘ありましたけれども、観光資源あるいは歴史的遺産としての活用等を古墳の看板等の設置も含めて、地域政策課などの関係課と連携しながら検討していきたいと考えております。

今回発見された地下式横穴墓につきましては、町道建設工事の現場であることから、現地保存はできません。ですので、3Dモデルを取り入れた記録保存を行っておりますが、3Dモデルを取り入れることによって展示場所に限定されることがありますので、その点を生かして一般の方や教育現場での活用が図れればと、そのようなことを考えております。

なお、今回の持田遺跡における発掘調査は10月に終了いたしました。出土した金銅製馬具を含む金属製品等につきましては、国の事業がございますので、それを活用して金

属製品のさびを防ぐ等の保存処理を最優先に進め、併せて金属製品以外の出土遺物について整理作業をこれから実施してまいります。その後、発掘調査報告書を作成して、発掘調査の一連の作業は終わりとなります。これが一連の流れであります。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（坂本 弘志君） 農業委員会会長。農地のあり方をどのように検討してきたかということについてでございますが、農業委員会といたしましては、農地の利用関係の調整及び農地の農業上の利用を確保するための措置などにより、農地を有効に活用することで耕作者の生活の安定と農業生産の増大を図ってきたところでございます。

あわせて、担い手への集積、集約化、遊休農地の発生防止、解消、新規参入の促進により、さらなる農地の有効活用を進めているところでございます。

また、圃場整備につきましては、農業における労働生産性の向上のため、非常に有効な手段であると考えております。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 暫時休憩します。

午後 1 時 36 分休憩

.....

午後 2 時 00 分再開

○議長（緒方 直樹） 再開します。

町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。児童クラブ及び保育所等の密にならないようにする対策についてでございますが、保育園等については、子どもたちが集まる行事の見直し、また、時間短縮、実施時期を分けるなどの工夫を行うこと、また、町内発生時には登園自粛を行ってまいりました。

児童クラブにおきましては、教室の場所や部屋が限られておりますことから、通所の自粛を行い、いたしました。ただし、通所自粛が困難な方につきましては受入れをさせていただいておりました。学童での活動の中では、プールの使用を禁止するなどのことも行いました。

また、通所の自粛においては、お願いをしたことで、平均 3 割程度の出席となっております。また、自粛していただいた世帯については、利用料の返還も行ったところでございます。

○議長（緒方 直樹） 11 番、中村末子議員。

○11 番（中村 末子君） 11 番。それでは、発言者席からの質問を展開したいと思います。

前回もお聞きしましたがけれども、高鍋町で持続化給付金を申請され、認められた方はどのくらいいらっしゃるのでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。持続化給付金の支給件数についてですが、経済産業省の発表によりますと、全国での支給件数が１１月２３日の時点で約３８０万件、給付総額については約５兆円と公表されております。市町村別や業種別といった支給内容については、現時点でも公表されていないため把握しておりません。

○議長（緒方 直樹） １１番、中村末子議員。

○１１番（中村 末子君） 同じだと思うんですけども、雇用調整金についての調査はなされているのか伺います。

○議長（緒方 直樹） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。こちら厚生労働省の所管になりますが、雇用調整助成金につきまして、厚生労働省の発表によりますと、１２月４日の時点で支給件数は約１９９万件、給付額は約２．３兆円と公表されております。

なお、こちらにつきましては、宮崎労働局の発表がございまして、そちらによりますと、県内の支給件数が１１月２５日の時点で約９、０００件となっております。こちらにつきましても、市町村別、業種別の支給内容については公表されておりませんので、把握しておりません。

○議長（緒方 直樹） １１番、中村末子議員。

○１１番（中村 末子君） スナックなどの飲食店では、密に加え、カラオケなどの対策で窓がないところが多いようなんですが、それは問題視されているのかいないのか伺います。

○議長（緒方 直樹） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。スナックなどの飲食店につきましても、高鍋町新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインの遵守に積極的な御協力をいただいておりますのでございます。

その取組の中におきまして、店内が換気の悪い密閉空間とならないよう、換気設備の適切な運転、点検を実施すること、定期的に外気を取り入れて換気を実施することなどをお願いしているところでありまして、飲食店等におきましても、それぞれの店舗の実態に応じた対応を講じていただいておりますことから、現時点で問題となるような状況にはないものと考えております。

○議長（緒方 直樹） １１番、中村末子議員。

○１１番（中村 末子君） 東京などからの仕事関係での訪問など、把握されているのか伺います。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 健康保険課長。県外からの往来につきましては把握はしていません。感染拡大緊急警報から特別警報へ移行してからは、県内外の往来がある程度増えているのではないかと察するところでございます。詳細については調査はしておりま

せん。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） スナックの問題も、東京などからの仕事関係などの往来とか、その辺りをきちんと精査しておかないと、またこれから第3波のみならず第4波というふうに来たときには、またかなり高鍋町もコロナが蔓延する可能性がありますので、本当に気をつけるにこしたことはないと思いますので、それは要望しておきたいと思います。買物困難者の対策はどうされているのかお伺いします。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 健康保険課長。コロナ禍における買物困難者を対象とした対策は特に講じておりません。

なお、地域包括支援センターにも尋ねてみたところ、買物困難に関する相談等は伺っていないということでございました。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 住民への対策はどうされているのでしょうか。小丸出口では独自でビラなどを作られて貼られているようなんですが、いかがでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 健康保険課長。町民一人一人が実行していただきたいことにつきましては、感染防止対策でございます。新しい生活様式を実践していただくとともに、感染リスクが高まる場面においては、リスクを避ける工夫、リスクが高い行動を避けていただきたいと思います。

そのために、チラシの全戸配布、回覧板、新聞への折り込み、町のホームページへの掲載、それからLINEやフェイスブックへの投稿によって注意喚起を啓発しているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 小丸出口で独自で作られているポスターみたいなの見ましたが、公民館長自身がこのことにしっかりと対応していくような状況をつくっていくことによって、地域の皆さんがしっかりとそれを確認していただくということにもなりますので、そこはぜひ、また公民館長会のほうでも対応していただければと思います。

住民不安解消策としての対策はどのように考えておられるのかお伺いします。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 健康保険課長。住民が不安にならないためには、新型コロナウイルスの感染が収まることでございますけど、県内での感染者がこれ以上増えないこと、それから町内での感染者が発生しないことが望ましいことだと考えます。

そのために、先ほど申しました、町としましては、ホームページ、高鍋町LINE、高鍋町フェイスブックを活用して、感染者の発生情報と併せまして感染防止対策の情報を提供しているところでございます。

また、広報紙や全戸配布のチラシ、地区回覧板で感染防止の啓発を行っているところでございます。

また、国が今進めておりますワクチンの接種が開始されることによっても、住民の不安解消につながっていくのではないかと考えるところでございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 外で焼き肉と考えると大丈夫なような気がしますが、どうでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 健康保険課長。屋外での焼き肉、バーベキューは安全ということではございません。マスクを着用せず、大声で会話することで飛沫を浴びることもございます。そのため、仮に参加者の中に感染者がいたとなれば、濃厚接触となる可能性がございます。そして感染に至る可能性もございます。

そこで、外で行う会食につきましても、3密の回避や大声での会話を避ける。マスク着用、手指消毒などの感染防止策を徹底する必要があると考えます。さらに、体調の悪い方、発熱のある方は、その場に参加しないようにすること。また、無理に誘わないことも必要ではないかというふうに考えます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 前回の質問で、濃厚接触者の基準があるとの答弁で、濃厚接触者の基準があるとのことでしたけれども、本人は守っているつもりですが、東京都が打ち出した「小」という考え方ですね。いろんなことを少ない人数でとか、少ないところとか、「小」というのが一つポイントになったようなんですが、その考え方についてはどうでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 健康保険課長。小池都知事が11月19日の記者会見で「5つの小」と称しまして、小人数、小1時間、小声、小皿、小まめを合い言葉に、感染防止対策の徹底を都民に呼びかけております。

本県においても会食時のエチケット5か条、飲食店等で会食する際の留意点といたしまして呼びかけているところでございます。第1条が手洗いの徹底、第2条が会食は小声、第3条がマスクの取扱いに注意、第4条が身体的距離の確保、第5条が共有を避けるでございます。

これは、いずれも感染防止対策の徹底を呼びかけるものでございますので、飲食店での接触に関する感染も確認されていますことから、会食するに当たっては十分な感染防止対策を講じていただきたいと考えるところでございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 学校の教室については、もちろん密を避けられているとは思いますが、触れ合うことでお互いに感情表現が、ことでしか感情表現ができない場合もある

と思います。どのような対策を講じ、先生方も大変な中、疲れが出ているのではないかと
と思いますが、いかがでしょうか。

また、給食時での対応について、対応されているということの答弁でしたが、それで十分かどうかお伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。触れ合うことによる感情表現という点についてでございますけども、家庭での検温をはじめとする保護者の皆様方の御協力でありますとか、先生方によります毎朝の健康チェック、あと消毒作業のおかげで、このような状況ではありますけども、子どもたちは何とか充実した学校生活を送ることができております。

先生方につきましては、通常時とは異なる状況の中で職務に従事されておることは、精神的な緊張や心身の過度な負担につながるものが懸念されているところでございます。

私どもといたしましては、今後も継続して各学校の管理職との連携を密にしまして、先生方がメンタルヘルス不調を来すことがないよう、勤務負担に留意した指導体制の構築に努めていく必要があるというふうに考えているところでございます。

次に、給食時の対応についてでございますけども、ふだんから学校給食のほうは食中毒にも配慮した対応を行っておりますので、現在の状況であれば、教育長が先ほど申し上げた内容で十分であると考えているところでございます。

ただ、今後、感染レベルに応じて、持ち帰りができる給食とか、あと配膳を伴わない給食の提供、そういった工夫もあらかじめ検討しておく必要があるのかなというふうに考えているところでございます。

議員が御心配されておりますように、学校給食は感染リスクが高い活動ではありますけども、一方で、児童生徒の健やかな育ちを支える重要な機能でもありますので、可能な限り給食の提供を継続していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） このコロナ禍において、本当に家庭からいろんな意見が出てまいりました。それというのは、これほど学校の給食に対してありがたいと思ったことはないということが、いっぱい保護者から出てまいりました。本当に給食を提供していただく関係者の皆さんに心よりお礼を申し上げたいと思います。

そして、自分の意見が言える方については、私、全然心配しておりませんけれども、保護者でうまく言えずに悩んでおられる方への支援策はどうされておられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 福祉課長。保護者の方で意見がうまく言えずに悩んでおられる方への対応についてでございますが、保育所や放課後児童クラブにおきましては、子ど

もの成長や日頃の様子など、送迎時の保護者との対話などによりまして共有をしながら、お互いの信頼関係を築いていくことで話をしていただけるという関係づくりができるよう努めておるところでございます。

○議長（緒方 直樹） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。学校関係についてお答えいたします。

議員が申されますとおり、これだけ世の中が急激に変化をしておりますので、御家庭だけで、あるいはお一人で悩んでおられる方も相当数いらっしゃると思います。教育委員会といたしましては、学校はもちろんですけども、PTAの皆さんでありますとか、福祉関係機関のほうとも連携して、困っておられる保護者の方などの掘り起こしを、それから支援のほうを、今後も継続して積極的に行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） この間、子育てで悩んでいらっしゃるお母さんが鬱の状態になって、今薬を飲んでいらっしゃる方がおられます。だから、そのような話を聞くと、本当に子育てというのは大変だなと。ほかのお母さんたち、保護者との話合いができないままに過ごしているために、どうしても鬱になってしまう。自分思い悩んでしまうということがあるような気がします。

そのような方が本当になくなる日まで、私も一生懸命協力をしていきたいとは思っておりますけれども、関係執行部の皆さんはじめ、教育関係者の皆さんは、本当に十分配慮していきながら、保護者の皆さんの体調管理も含めて、できるだけコロナ禍において、そういった鬱状態になる、自殺へつながるような事態になる、そういうことをぜひ防いでいただくように、これは要望したいと思います。

次に、新たな発見について説明を受けたことは大変有意義で、これからの持田古墳群の観光資源として、どれほどの有効性があるのか検証されてきたのかお伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。持田古墳群につきましては、高鍋大師とともに、本県の宮崎観光遺産にも認定されておりますことから、本町にとって重要な観光資源の一つであると認識しております。

そのような中で、今回の持田古墳群での発見は新たな魅力の一つになるものと言えますのでございますが、それらの史跡を含みます持田古墳群の観光資源としての活用につきましては、社会教育課とも協議をしながら考えてまいりたいと考えております。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 盗掘という負の遺産があり、これまで岩岡翁氏の建造された高鍋大師のみが大きく取り上げられてきましたけれども、ここで負の問題をきちんと整理しながら、もともとあったものは国内にあるのですから、所有者とのお話を継続しながら、

ら、里帰り展等企画はできないものかお伺いしたいと思います。

吉本町長時代に行った里帰り展の費用はどのくらいなのか。また、そのときの全部の写真は、先ほど残されているとのことでしたけれども、それをどのように活用していくおつもりなのかお伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 社会教育課長。

○社会教育課長（山下 美穂君） 社会教育課長。持田古墳群出土品里帰り展でございますけれども、平成12年1月22日から3月5日の日程で開催をいたしました。その事業費は425万6,112円で行いました。

先ほどの教育長答弁にもございましたが、当時の展示物の写真は一部がスライドフィルムとして残っております。再度里帰り展を企画する際には、所有者との協議に加え、文化庁との密な協議及び許可、さらには展示環境の整備を要することとなります。

以上のことを踏まえた上で、写真の活用も含めて、今後また十分に検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） ぜひスライドだけでも残っているということであれば、それでも活用していきながら、このコロナ禍にあって、ぜひ私たちの大事な遺産をここでもう一度見ていくということは非常に大切なことではないかなと思いますので、ぜひ実現をしていただければと思います。

また、あのときも要望したんですけれども、案内板及び25号古墳などとはっきりしているものはきちんと、高鍋銘木と同じように劣化しない方法での予算化を図るべきだと思いますが、町長のお考えはどうでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。説明板等の設置は、持田古墳群を訪れた方が持田古墳の歴史や出土品への理解を深め、興味を持っていただく一つの手段であると考えます。

また、素材といたしましては、耐久性、耐候性のあるものとするのが望ましいと考えております。今後、その有効性や材質、表示内容については、様々な事例を参考に十分検討してまいります。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 3Dについては、教育委員会のお考えとしては、できれば残していきたいというような方向性はあると思うんですけれども、決して安いものではなく、利用するにも一定の知識がなければきちんとできない。材料なども含め、復元できる専門家の方も必要となると考えますが、いかがなんでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 社会教育課長。

○社会教育課長（山下 美穂君） 社会教育課長。3Dモデルの活用につきましては、先ほど教育長が答弁したとおりでございますが、地下式横穴墓の画像データの作成を行っております。こちらパソコンなどにつないで見ることができますので、出土品と一緒に展示を

したり、あとまた授業で活用していただいたりと。特に専門の知識がなくても活用いただけるものであるというふうに考えております。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。先ほど教育長の答弁で、国県に予算のあるものもあるとおっしゃいましたが、これについて何らか、こういった予算なのか、その内容について、高鍋町の今回の問題を含めて、持田古墳群についてそれを利用することができるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 社会教育課長。

○社会教育課長（山下 美穂君） 社会教育課長。今回のような発掘調査で出土しました遺物や3D画像を活用いたしました展覧会などの実施に対しまして、文化庁の補助事業がございます。3D画像を活用できる一つの機会といたしまして、今後どのような形でそれを一般の方に公開をしていくか、また県の助言などを頂きながら進めてまいりたいと考えます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） できれば、コロナ禍にありますので、一気にちゃんとどっかで見せるというのも大変難しいかもしれませんが、それがインターネット上で流れたりとか、いろんなことをしていきながら、全国の皆さんに見ていただける状況をぜひつくっていただいて、高鍋町に元やっぱ東都原古墳あったんだよみたいな感じで、きちんと歴史的な遺産として皆さんにお示しできればいいんじゃないかなと思いますので、それは要望しておきたいと思います。

地下式横穴墓の説明には何人くらいの方が参加されたのか。参加された方の中には詳しい方もおられたようですが、何人くらいいらっしゃるのか伺いたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 社会教育課長。

○社会教育課長（山下 美穂君） 社会教育課長。今回の説明会は2回行いました。まず10月3日、こちらは、町内関係者が23名、地元住民が19名、報道機関が6社でございました。次に、10月10日の実施に当たりましては、一般公開が120名でございました。

参加者の中には学芸員など専門職の方もいらっしゃったようでございますが、詳細な人数については把握しておりません。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 保存に関して、予算的に見てどのような流れとなるのか伺いたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 社会教育課長。

○社会教育課長（山下 美穂君） 社会教育課長。今回の発掘調査におきまして、金銅製馬具などの金属製品が出土されました。今後、適切な保存のために、さびを防ぐ等の保存処理を行う必要がございます。国の事業等を活用しながら、そちらを実施してまいります。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） また、教育的見地から見て、高鍋の小中学校への歴史的な問題として、生徒へのアピールはどうしていくのか。歴史を知ること、新たな学者を育てることができるかと期待しているんですが、いかがでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 社会教育課長。

○社会教育課長（山下 美穂君） 社会教育課長。今回発見されました地下式横穴墓や関連の出土品につきましては、今後も進めてまいります発掘作業と併せまして報告書をまとめる予定でございます。

持田古墳群の重要な事例といたしまして、小学6年生から始まる歴史授業や小中学校での総合的な学習の時間で取り上げていただくなど、また社会科見学への職員の協力など、学校と連携をしながら、児童生徒が高鍋町の歴史や文化に興味を持つきっかけとなるような働きかけができればと考えます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 高鍋にある持田古墳群をはじめ、新富町へとつながり、西都へと延びる勢力は大きなものであったと推測できます。通信手段のなかった時代はどうしていたのか、歴史を知ること、そして未来へと動かすイマジネーションは、きっといろんな可能性を発掘してくれる文化的遺産だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。「歴史とは、現在と過去とをつなぐ限らない会話であり、未来への道しるべ」という、イギリスの歴史家E・H・カーの「歴史とは何か」の書物に出てくる言葉を私は歴史哲学とさせていただいており、それを理念の基に、過去3回、高鍋町で歴史シンポジウムを行っております。

議員のおっしゃるように、未来へと動かすイマジネーション、まさに歴史の中にそれがあり、未来への導く道しるべであると考えます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。故家永三郎氏は教科書選定裁判でも有名なんですけれども、そのために宮崎地方検察庁まで出向き、歴史的見地からの高鍋のことも調査されたようです。文献こそ残っておりませんが、高鍋にとっては、故吉本町長時代に里帰り展を開くきっかけとなりました。

日本国中に散らばっている歴史的宝、手元にはないのは残念ですが、これを引き継ぐ必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 社会教育課長。

○社会教育課長（山下 美穂君） 社会教育課長。持田古墳群において盗掘があったということも、私たちの学ぶ歴史の一部となりつつあります。このことを含め、価値ある文化財から多くのことを今後学ぶことができるよう、その活用に努力をしてまいりたいと考えます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 高鍋には、いつも言いますが、点はあれど線なし、面なしと言っても過言ではありません。教育的見地からしても、受け継ぐべきはしっかりと継承し、過ちだと判断したら潔く認める。点で整備したいいろんなところがあります。これについて、町長の御意見はどうでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。議員のおっしゃる点は観光資源や施設のことであり、線はそれをつなぐルートを意味するものと理解したところです。その上で、観光施策において点から線、線から面への広がりを持たせることが、全体を活性化につなげると言われていると考えます。

本町にも点となる資源は多くございますので、それを結び、全体を活性化してまいりたいと思います。点となるその観光資源を磨き続けることでルートはできると思いますが、最近では、持田古墳群や高鍋大師、大年神社、鴨野浜といった点を、百済王伝説という何百年も守り続けてこられた、地域の人が守り続けたそのストーリー性で、木城町からつないだ九州オルレの認定トレッキングコースは、点を線とした大変意義ある1例だと思います。

このように幾つかの点を磨くことで線が形づくられていくんで、点で磨く、観光資源、資源を磨き続けることが大切であり、今後はこのような点から線へと増やしていく、面としての広がりを持たせていく展開が重要になるものと考えております。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） とにかくこの問題はしっかりと検討していただき、将来のある子どもたちに対してしっかりと継続できることをお願いして、この問題については終わりたいと思います。

次に、子どもの貧困化について、町長の見解は様々述べられましたけれども、SDGsの中でもこの問題が最初に取り上げられています。世界的規模で考えると、確かにこの日本は豊かであるかもしれませんが、どの基準で貧困というのか、どういうふうに考えていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 福祉課長。貧困の基準ということについてでございますが、国民生活基礎調査で得られました国民の中間的所得の半分の額のところが貧困線というふうに言われております。この貧困線に満たない所得の家庭で、18歳未満の子どもがいる世帯の割合、これが子どもの貧困率というふうにされているところです。

令和元年の国民生活基礎調査では13.5%、これは全国レベルであります。子どもの7人に1人ということで、依然と厳しい状況であるというふうに認識をしているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。いろんなテレビ報道なんかでもあるんですね、このコ

コロナ禍において、ひとり親家庭、ここに特に光を当てていかなければならないと。お金も借りられない、何もできないという中で、どうしたらいいかということが取り上げられていっているんですね。だから、このコロナ禍において、こういった人たちをどうやって私たちは見つけ、ちゃんとその人たちに耳を傾け、そしてどのように手を差し伸べていくことができるのかということ、きちんと私はどこかで踏襲しないと絶対駄目だろうと思うんですね。

そういうことをどういうふうにしていこうとしているのか、社会福祉協議会だけにそれを求めているのか、それとも全職員、私たち全町民ですね。私たち町民の、住民の代表であると言っていますけれども、絶対その中で、私たち住民の代表として、本当にその人たち一人一人をすくい上げていくことができるのかということは難しい問題でもあると思うんですね。

だから、学校に子どもが通っていても、なかなかその家庭の貧困化というのは見えてこない、なかなか私たちには分からない部分がありますが、福祉課として社会福祉協議会と協力して、その辺のところは把握されているだろうと思うんですが、どのようにされているのかお伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 子どもの貧困ということで、そういう状況になっている御家庭をどういうふう把握するかという部分、これはかなりやっぱり議員のおっしゃるとおり難しいことだろうと思います。

福祉課としては、高鍋町社会福祉協議会と一体となりながら、今、子ども家庭支援センター「みらい」、これは子どもの貧困にも対応していく部署でもあります。いろいろなどころから通報があったりとかする場面もございます。そういったことで把握したりもしますし、貧困に陥りやすいのは、特にひとり親家庭だろうと推測をされますので、その方々に対する様々な支援、そういったことも今後は関係機関と協力しながら、また地域の方々にも御理解をいただきながら、民生委員さんたちとも協働しながら取り組んでいきたいと考えております。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 確かに戦後からすると大変豊かになってきていると思います。しかし、今の基準からしてどうなのでしょう。親が子どもを養育するために必死で働き頑張っています。しかし、ひとり親家庭の中には、パンの耳をかじりながら働いていることが報告されています。

世界の中には、捨てるはずのパンや缶詰など、食べる物を無料で配付するボランティア団体も、商業者もおられるようです。捨てるはずのパンや缶詰など、食べる物を無料で配付するボランティア団体もあるようです。子ども食堂をという声がありますけれども、その需要はあるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 福祉課長。子ども食堂の需要ということでございますが、県内においても取組が広がっていること、それから高鍋町の社会福祉協議会が実施しておりますまんぷく食堂でも、毎年70名から80名程度の参加者がございますので、需要はあるものというふうに考えております。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 先ほど学校給食のことで申し上げました。コロナ禍にあつて、学校の給食はこれほどありがたいと思ったことはない。本当に学校に感謝です。だから、給食費についても、本当にぜひ払わないかと。こういう安い金額で食べさせていただける、そして栄養のこともきちんと考えていただけているということを、随分の保護者の皆さんから言っていただくことができました。改めて給食を見直すいいきっかけになったんじゃないかなというふうに私は思っております。

しかし、それと同時に、朝御飯、晩御飯、これを食べられずにいる子どもたちがいるのではないかと想像してしまうと、本当にそれをどう改善していくことができるんだろう。私たちに何ができるんだろう、どうしたらいいんだろうということを考えたときに、何か対策を打つべきじゃないか。そのために社会福祉協議会は何をすべきなのか。そういう把握をしていく、状況をしっかりと捉えていく、大変じゃないかなと思うんです。

状況の把握は椅子に座ってではできません。いろんなところに聞き取りをしっかりとしていきながら、そういう人たちを本当にすくい上げていく、拾い上げていく、これが大事な町政の一番重要な仕事ではないかなと思っております。

ぜひ町長、教育長もお願いですけれども、そういう子どもたちが出てこないように、きちんと状況を把握していただいて、何らかの形でそこに助け船を出せる、そういった自治体であってほしいと思うし、私たち議員もそうあるべきだと思っております。ぜひ皆さん御協力をしていただいて、高鍋町の中で貧困の家庭で自殺者が出てこない、食べる物がなくておなかをすかせている子どもがいない、そういう町政づくりをぜひ頑張っていただけたらと思います。

次に、4年前の選挙公約で給食費の無料化を打ち出されました。来年ある選挙では、この問題をどう提案されていくのかお伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。先ほども答弁させていただきましたが、給食費の無償化につきましては、現時点では難しいものと考えております。既存の就学援助制度を活用することによって、貧困家庭への支援を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。教育委員会では準要保護制度があり、また就学援助制度があるんですけれども、生活保護基準から見て、どのような基準となっているのでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。学校教育法では、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、市町村は必要な援助を与えなければならないと規定されております。

本町の就学援助制度では、世帯収入が生活保護を受けるための収入基準の1.1倍以内であれば援助の対象となり、学用品や給食費、修学旅行費用などの助成が受けられることとなっております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） その基準で大丈夫かなと思っているんですが、どのように判断されているのでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。1.1というのはあくまでも基準でございますので、様々な御事情等を考慮いたしまして、毎月開催されております教育委員会の中で個別に判定を行っているところでございます。

特に今年度はコロナ感染症の感染拡大の影響等もございましたので、直近の収入状況等も最大限考慮いたしまして、1.1という基準を超えていても認定としたケースも少なくありませんでした。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 私、一番多いところの2に引き上げてほしいとまでは思いませんけれど、少なくともそういった今緩和策をされているのでしたら、できれば1.5ぐらいまで引き上げていくことが肝要じゃないかなと。

先ほど私が申し上げたときに、町長も執行部の皆さんも、そして教育長もうんうんうなっていたいて、御理解をいただけるものと私は判断をしております。できれば1.5ぐらいまで引き上げていただきたいと思うんですが、町長はどのようにお考えでしょうか。教育長もどのようにお考えかお答え願いたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。基準が見直された場合についてでございますが、収入ベースで申しますと、例としてひとり親世帯で小学生が2人、中学生が1人という家族構成であるときに、基準が1.5であれば世帯年収300万円、基準が2.0であれば420万円までの世帯が就学援助の対象になるものと考えられますので……

○議長（緒方 直樹） 暫時休憩します。

午後2時39分休憩

.....

午後2時39分再開

○議長（緒方 直樹） 再開します。

町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。失礼しました。先の答えを言ったようでございます。

基準値の引上げにつきましては、財政的な問題もございますので、財政経営課とも相談しながら検討させていただきたいと考えております。

○議長（緒方 直樹） 教育長。

○教育長（川上 浩君） 教育長。基本的には、今町長の答弁と同じで、いつでも財政との兼ね合いというのは出てくるわけでございますね。ただ、今回の場合でも、例えば先ほどちょっと年収の問題出ました。ただ、状況によってそれは変わっていくわけであって、そこ辺の柔軟性というのも重要であると。

それから、永続的な支援ということを考えたときに、財政の問題のほう抜きにして論じるのは、逆に責任を、無責任とは言いませんけれども、そういうことがあります。

ただ、トータルに、いわゆるお金の問題だけではなくて、保護者の皆さんが孤立しないようなことも含めて、我々としては注視していきたいと思っております。よろしいでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。すみません、町長、早くに答えていただいて。もう一度お答え願いたいんですが。そうすると、どのくらいの方が就学援助対象者となるのかお伺いしたいと思います。先ほどの答弁。

○議長（緒方 直樹） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。一応収入ベースでお答えをさせていただきますと思います。

一応文科省のほうから、そういったうちのような認定基準、生活保護基準の1.1とか、そういったやり方をしている場合には、家族構成のモデルが示されておりまして、父が40歳、母が35歳、14歳の子ども、9歳の子どもの4人で構成される世帯である場合は、現状の1.1という基準ですと世帯収入が約240万円までが対象となりますけれども、これが基準が1.5になると326万円、基準が2.0になると435万円までの世帯が就学援助の対象となるものと考えられます。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 対象を1.5か2にするということは、これは数字上の問題であって、それを最終的に判断するのは、その枠を、上限を決めておきさえすれば、あとはどこにでも該当できると。今おっしゃった、答弁があったように、今は1.1以上の方でも対応しているということを答弁していただいたんですから、もう十分に1.5への道をきちんと歩まれているということで。

ぜひ先ほど皆さんうなずいていただけた、財政的には、これは財政経営課長だけでなく全体で考えればいいこと。もちろん私も考えて、どこからその予算をひねり出していくの

かというのは、執行部の皆さんが十分に考えていただいて、町長が判断をしていただければよろしいかと思います。

それでは、次に移りたいと思います。

次の農地関係は、まず10号線西側の農地関係、先ほど下嶋城と申し上げましたけれども、現在の水の確保状況はどうなっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 農業政策課長。

○農業政策課長（渡部 忠士君） 農業政策課長。お答えいたします。

下嶋城地区の農地の水の確保ということでございます。下嶋城地区の農地における水利確保についてでございますけれども、まずこの下嶋城地区でございますけれども、小丸川土地改良区受益の水利組合には属しておりませんで、水利としましては、二本松橋の下流にかかっておりました樋管によりまして、宮田川対岸の山水を取水して、その水利としておりましたところでございます。平成29年に入りまして、その樋管の一部が宮田川に落ちまして、通水が不能となりまして現在に至っているというところでございます。

地元下嶋城地区におきましては、資金難ということもございまして、その復旧について小丸川土地改良区のほうに相談をされたということで、平成29年、30年に河川管理者であります国土交通省との交渉にも当たったというところでございますけれども、そちらの国土交通省からは、その補修工事を行わないという回答が得られたということでございます。

また、樋管とは別になりますけれども、揚水ポンプも所有しているというところでございますけれども、あいにくそのポンプも故障してしまっているというふうに伺っているところでございます。現状としましては、新規水源の確保は難しいというところでございます。

今後は、故障している揚水ポンプの修理については、小丸川土地改良区の受益地となることで、その修理費用が確保できるというところでございますので、隣接の中鶴水利組合に地区編入の協議を継続して行っただきまして、水利組合の理解が得られるように努めていただくことが、最終的には安定した水利確保につながるものというふうに考えているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） これは古くからいろんな話が出ていて、たまたまの上からの水を取水できなかったことによって起きた問題みたいなんですね。だから、上嶋城については、何とか中鶴の水利組合の皆さんと協議をされて、そこに入ることも協議されていて、何とかうまくいったようなんですけれども、下嶋城に関してだけは水利組合に入りたくない。

だから、そうするとポンプの修理代が50万円から60万円かかるんだけど、それについてもしっかりと対応できるんだけどということで、小丸川土地改良区のほうからそういう申入れもあったみたいなんです。これがなかなか、土地を借りて耕作していらっしゃる方が多くて、なかなか水利組合に入っただくところまでにはいっていないのが現状

だろうと思うんですね。

だから、私は相談があった方については、きちんとその理由をお話し、水利組合に入っただけであれば、こういった支援もありますよということはしっかりとお伝えをしてきたところです。

だから、水利がないと耕作できませんので、基本的にはですね。田んぼは作れませんので。だから、皆さん、ぜひ水利組合に入っただけであれば私も思うんですけども、ぜひ農業政策課のほうからも、そして農業委員会の皆さんからも、そのこの水の問題の解決については、ぜひ力を尽くしていただければと思います。これは要望でございます。

それから、畑田土地区画整理事業は、本来、農地を宅地化することが目的であったと思いますが、当時の区画整理への移行はどうなっていたのかお伺いします。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 建設管理課長。お答えいたします。

土地区画整理事業につきましては、議員がおっしゃるとおり、宅地化することが目的でありました。ただし、畑田土地区画整理事業の地区内の所有者の方々により、営農継続を希望される方が多かったことから、営農が継続できるように整備することで地権者の方々の御理解を頂き、事業を実施したところでございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 今の説明であると、営農を希望されていたと。だけど、本来は、国土交通省の提言している区画整理事業の中には、水利を利用するというのはいないんですね、基本的に。だから、それから考えたら、なぜそのとき水利が必要だったのか、一体どれぐらいの方が水利を必要としていたのか、どれぐらいの水量が必要だったのかということとは知りたいですね。

区画整理事業内でまだ耕作をされている方は何名おられて、どのぐらいの敷地面積があるのかお伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（飯干 雄司君） 農業委員会事務局長。畑田土地区画整理事業施工区内の農地につきましては、地権者数でお答えいたしますが35名、面積が約2.9ヘクタールとなっております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 聞いたらびっくりしますよね。普通だったら、区画整理事業をして土地の価格が上がると。その中に田んぼとか、畑とかを耕作しているということであれば、当然農地価格での取引ということになるのかしら、そこ辺のところはどうだったんでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（飯干 雄司君） 農業委員会事務局長。区画整理地内の農地の取引

についてでございますが、基本的には転用というのが多いんですけども、宅地にするためには造成費が必要となりますので、宅地価格から造成費相当分を引いた金額で取引されているものと思われます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 質問事項には入ってなかったんですけど、気になるところが1点出てきました。というのは、農地として利用していくんだから、その税金はどうなっているのかな、固定資産税は。宅地並み課税なのかどうなのかって、それは誰のところが幾らということを答えてほしいとは思っていませんけど、少なくとも宅地並み課税でずっとやってきたのか、それとも田んぼのまんまとか、そういうまんまにした課税方式だったのか、そこはどうだったんでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 税務課長。

○税務課長（宮越 信義君） 税務課長。固定資産税の課税につきましては、現状、※地目に応じて課税をしておりますので、区画整理事業内でありましても地目が田であれば田んぼ並みの、農地並みの課税ということになります。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） そうでしょう。そして売るときには、買った人の問題なんだけど、今度はまた税金、買った人は宅地並み課税払っていくわけでしょう。そういう不公平感が出てこないようにということで、この土地区画整理事業というのはあるんですね。

だから、国土交通省の中でいえば、おたくみたいところは珍しいですよというふうにおっしゃっていただいて、私も戸惑った経験があるんですけども。私は、区画整理が終了して、先ほどありましたけれども、何年間の耕作を許可してきたのか、ずっと永久的に許可されているのか、そこをお伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 建設管理課長。耕作の期間につきましては定めはございません。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） そのときにかかった費用、これ水利を引くのにかかった費用というのは大体どれぐらいだったんでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 建設管理課長。当時のパイプライン化に伴う工事費ですけども、約1億5,000万円程度かかっております。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。この問題を質問するきっかけとなったのは、田んぼを耕作、そのために高鍋町は大きな支出をして、一ツ瀬の水利を頂いたんですね。しかし、耕作者が高鍋町に土地を売りたいとの申出があり、買うことになったことが、一番最初の私の今回の質問の要因でした。

※後段に訂正あり

当時の状況を知るのは、退職された先輩職員と当時議員だった私と恐らくもう1人か2人いらっしゃるのかなと思うんですけれども。だからこそ、きちんと整理しながら事を進め、いまだに耕作されている方に対しては何らかの働きかけを行い、売買の際には応分の負担をしていただくことが、住民の税金を使って解決してきた歴史をきちんとするべきだと私は思うんですが、いかがでしょうか。

町長職は継続しています。歴史をしっかりと知り、しっかりと対応することが大切だと思いますが、町長はいかがお考えでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。この土地区画整理事業は、完成まで約20年の年月と膨大な事業費を投じておられます。当時と比較しますと見違えるような市街地へと生まれ変わることができましたが、現在も農地が点在していることは事実でございます。

土地の売買につきましては、現時点の評価や取引事例から適切な価格で売買されていることがふさわしいと考えております。事業開始以来、幾多の難問題がありましたが、関係者の深い御理解と御協力があって完成することができた事業であったと考えております。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。だからこそ、この畑田土地区画整理事業内で草ぼうぼうになっていたりとか、利用しない畑が残っていたりとかすることは、私は決して許してはいけないと思うんです。こういった膨大な費用をかけて畑田土地区画整理事業ができて、いろんな人がいろんな思いをして、減歩率を加算しながら、そして自分の土地を出してきた人、そして自分で自分の土地が狭いために、減歩率があって、その減歩率を達成できないために、自分の土地を自分で買うという区画整理事業をやっていかなければならなかったわけですよ。そういうことを皆さん、しっかりと歴史に残しておかないと、私は問題になると思うんです。

私たちは決して一過性で、4年終われば、それで終わりじゃないんです。この歴史というのは、会議録をなぜ残すのかという一番大きな理由というのは、その当時、どのような議論があり、どのような問題があり、そしていまだに継承しているのかということをしっかりと把握していかないと駄目なんじゃないかなというふうに私は思います。

だからこそ町長は、いろんな事業の中で継承していく状況がありますし、いろんな意味で大変な状況があっても、それを理解して、そして納得していかなければならないということも私はあると思います。

そして最後に、私は先ほどの子どもたちの問題、コロナ禍において、こういった子どもたちの状況、何回も申し上げますけど、本当にお母さんたちの、大半の保護者の皆さんから、給食に対して本当にありがたいという言葉が出てまいりました。

しかし、私は、生まれてきた子どもというのは、親を選んだり、社会を選んで生まれてくることはできません。だからこそ、しっかりとした子育て支援策を持つことが、その町にとっては、自治体にとっては必要なことだろうと思います。ぜひ1.5確立をしていた

だいて、子育て支援に大きな力を発揮していただけるように要望いたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（緒方 直樹） これで、中村末子議員の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩にしたいと思います。

午後 2 時 56 分休憩

午後 3 時 10 分再開

○議長（緒方 直樹） 再開します。

初めに、税務課長より発言の訂正がありますので、許可します。税務課長。

○税務課長（宮越 信義君） 先ほど答弁の中で、地目に応じて課税と申しましたが、登記地目ではなく現況地目でございますので、訂正をさせていただきます。

日程第 1. 一般質問

○議長（緒方 直樹） 次に、10 番、古川誠議員の質問を許します。

○10 番（古川 誠君） 10 番、古川誠です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回、私は、令和元年度決算について、令和 3 年度の予算編成について、ふるさと納税推進について、ごみ問題についての 4 項目質問をさせていただきます。

まず、高鍋町令和元年度歳入歳出決算についてですが、歳入の特徴は、昨年度に比べ、町税の伸びはあったものの、ふるさと納税寄附金の減少、前年度の工業用地造成事業及び用地の売却に伴う影響により、決算額は前年度より 13.7%減の 116 億 2,983 万 8,000 円となりました。歳出は、平成 30 年度の樋渡地区津波避難タワー事業、町内保育所建設事業完了等に伴う減と台風 24 号の災害による繰越し事業などの増により決算額は 12.9%減の 111 億 8,772 万円となっております。収支の状況に関しては、実質収支、単年度収支とも黒字となっておりますが、実質単年度収支は 4 億 9,905 万円の赤字となっております。工業用地造成事業特別会計への繰出しが主な原因ですので、問題だとは思っていませんが、財政の硬直度を示す経常収支比率は、昨年度より 2.5%アップの 94.1%で、弾力的な財政運営を行っていくには何らかの改善が必要だと思いますし、新たな地方債の償還も始まり、これから償還額のピークを迎えることを考えますと、対策を講じていくことが求められると思います。そこでお伺いいたしますが、令和元年度決算についての①の歳入歳出決算状況についてから令和元年度の決算状況を、町としてどう受け止めているのかお伺いいたします。

以上、登壇しての質問とし、質問事項 1 の令和元年度歳入歳出決算についての詳細からの項目に関しましては、発言席にて質問を行います。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） お答えいたします。

令和元年度の決算の状況についてでございますが、財政調整基金を取り崩した結果、実質単年度収支は赤字となりましたが、必要な投資を行った結果であったと受け止めております。

○議長（緒方 直樹） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 令和元年度の決算状況についての認識をお伺いいたしましたが、令和元年度は、法人町民税、固定資産税が伸びており、固定資産税の増収は、新築家屋及び償却資産の増が主な原因だということですが、近年、企業を積極的に誘致したことによる、目に見え始めた波及効果の一つだとは考えられませんか。

○議長（緒方 直樹） 税務課長。

○税務課長（宮越 信義君） 令和元年度決算での固定資産税の増加要因といたしましては、アパート等の新築家屋の増及び太陽光発電設備の増加によるものでございます。アパート等の新築の増は、企業誘致も一因かとは考えられますが、直接的な効果とは判断をできていないところでございます。

法人町民税の増収につきましては、誘致企業からの納付の影響があったものというふうと考えております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 令和元年度の経常収支比率は前年度より2.5%アップの94.1%ですが、高鍋町の経常一般財源48億円からすると、単純に言えば町長が1年間に使える政策的な経費が1億円以上減ったということになります。町長は令和元年度を振り返ってそのような実感はありますでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 私は町長の就任以来、宮崎キヤノン株式会社をはじめ、様々な企業の誘致を行いました。誘致企業には補助金等も必要であったわけですが、適切な投資であり、それは誘致企業というのは財源づくりであると認識しております。

また、中学校までの医療費の無料化、あるいはキャリア教育支援センターの開設等その他多く取り組んでまいりましたが、財政状況が厳しい中であっても着実に施策を実現しており、適切な支出であり、政策的な経費が大きく減少したという実感はございません。

○議長（緒方 直樹） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 政策的な取組を行うと後年度に公債費も含め経常的な経費もかかります。先ほど町長もキヤノンを誘致したということをおっしゃいましたけど、高鍋町の経常収支比率94.1%の原因の一つにキヤノンインフラによる公債費の増があると思いますが、町はこの状況をどう受け止めていますでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 令和元年度の公債費が増加した主な要因でございますが、庁舎別館建設時の起債の償還が開始したこと及び臨時財政対策債の償還が開始したこと

よるものでございます。

キヤノン誘致に伴うインフラ整備による起債の償還が本格化いたしますのは、令和3年度からというふうになっております。

今後も、公債費を含めました町財政全体のバランスを勘案しながら、健全な財政運営を図っていきたいと考えております。

○議長（緒方 直樹） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） これからの扶助費の増や起債の償還などを考えますと、これからは継続してきた事業をやめるという選択も考えながらの財政運営をしていく必要があるのかと思います。

それでは次に、その起債の償還についてですが、以前、今のままですと償還額が令和4年度にピークを迎えるということでしたが、それは今後借金をしないとしたらであって、実際はちょっと違うのかなと思います。そこで改めて、今後の償還額の推移予測と今後の起債を行う大きな事業の予定があれば教えてください。

また、大きな起債があったときの償還額の見込みについてもよろしくお願いします。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 現時点での起債の償還額の推移についてでございますが、令和元年度までに借入れを行っている起債の償還につきましては、令和2年度から増加をし、令和4年度にピークを迎え、その後減少をしていくこととなります。

今後につきましては、社会資本総合整備事業、防衛施設周辺道路改良事業、総合体育館大規模改修事業等を本年度予算化をしているところでございます。

償還額につきましては、借入額や利率の状況等により変動いたしますので、答弁を差し控えさせていただきますと思います。

○議長（緒方 直樹） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 次に、令和3年度の予算編成についての考え方ですが、町民の皆さんの令和2年の所得が令和3年度の住民税に影響してくると思いますが、新型コロナウイルスの影響で収入の減少等が考えられます。そのことを踏まえ、町税に関して高鍋町はどう予測していますでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 税務課長。

○税務課長（宮越 信義君） 令和3年度の税収見込みでございますが、個人町民税及び法人町民税ともに新型コロナウイルスの影響により大きく減少するものというふうに推測をしております。

○議長（緒方 直樹） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 今の答弁にもありますように、新型コロナウイルスの影響で令和2年の所得の減少は避けられないことだと思いますが、その財源の見積りを見誤ると大変なことになると思います。そういう状況を町としてはどう見込んで、財源調達と令和3年度の予算を組もうと考えていますでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 新型コロナウイルス感染症の影響は、令和2年の所得の減少による令和3年度の税収の減少だけではなく、景気の動向に左右される地方消費税交付金等の各種交付金にも及ぶものと見込んでおります。そのため町財政は今まで経験したことのない、極めて厳しい財政状況に直面するものと認識をしているところでございます。

この状況を踏まえまして、令和3年度当初予算の編成に当たりましては、全ての事業や補助金の見直し、事務の効率化を行うなど真に必要な事業を見極め、緊急的・優先的に取り組まなければならない事業のみを選択していくこととしておるところです。

○議長（緒方 直樹） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 今度の当初予算は骨格予算になると思いますが、経常収支比率が90%を超える状況では、骨格といっても9割予算になり、残りは1割しかありませんので、十分考慮しての予算編成をお願いします。

次に、既存事業の見直しについて、令和2年の私の一般質問の町単独補助金の見直しの質問に対し、事務事業評価委員会では令和元年度の14事業の評価を実施したという答弁がありましたが、令和3年度の予算編成に当たり、事務事業評価委員会の実施状況と対象事業を教えてください。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 事務事業評価についてでございますが、本年度当初の時点では実施に向けた準備を進めておりましたが、新型コロナウイルス感染症対策を優先すべきであると判断をし、実施を見送ったところでございます。

○議長（緒方 直樹） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） では次に、これも以前の一般質問からですが、令和2年度の当初予算に当たり、枠配分方式の採用を検討したが実現には至らなかったということでした。私は、枠配分方式は、職員の自主性の確保とコスト意識の向上、何より多くの職員が財政を自分ごとと捉えるよいきっかけになると思いますが、令和3年度の予算編成に当たっての採用は検討されていますでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 枠配分方式についてでございますが、令和2年度当初予算において全ての予算編成に採用することはできませんでしたが、一部の事業において予算枠を設け、その中で担当課の裁量により事業に着手することができるようにしたところでございます。

なお、令和3年度予算につきましては、予算編成の過程において検討してまいりたいと考えております。

○議長（緒方 直樹） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 一步前進だと思いますので、継続しての検討をお願いします。

次に、減収補填債の発行についてですが、減収補填債とは地方税の収入額が基準税収額

を下回る場合、その減収分を補うために発行される地方債で、償還額は後年度の交付税により措置されるものです。対象税目は市町村分は法人税割などですが、令和３年度において減収補填債を発行する可能性をどう捉えていますでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 減収補填債は、地方財政法第３３条の５の３に定められる地方税の減収に伴う地方債の特例でございます。町民税の法人税割、利子割交付金、法人事業税交付金の減収額の範囲内で起債をすることができるものでございまして、後年度におきましてその元利償還金の７５％相当額が基準財政需要額に算入をされるものでございます。令和３年度の借入れにつきましては、減収の状況を見ながら判断をしてみたいと考えております。

○議長（緒方 直樹） １０番、古川誠議員。

○１０番（古川 誠君） あらゆることを予測しながらの予算組みが令和３年度は必要かなと思います。

また、９月に示されました令和３年度総務省から財務省への予算概算要求の概要の中の内容が、令和２年度の東京一極集中の是正という表現が、ポストコロナ社会に向けた地方回帰支援に代わり、移住や交流、テレワークの推進に多くの予算がついています。また、Society 5.0からBeyond 5Gへと表現が変わったり、国における行政のデジタル化の徹底やマイナンバーの普及・利活用などにも多くの予算が要求されていますので、担当課は国の動向を注視しながら有利な補助金の活用などをよろしくお願いします。

それでは次に、ふるさと納税の推進についてですが、歳入歳出決算意見書の代表監査委員の総括に、「財政運営は一段と厳しさを増すことが予測されるため、ふるさと納税の推進は財源確保の方策として、町の特色を生かした返礼品の開発など積極的に推進すべきと考える」とありますように、ふるさと納税は町の一般財源の確保のためにも積極的に取り組むべきだと考えます。

そこで、今年度、ふるさと納税の担当課が地域政策課から財政経営課に替わり、既に半年以上がたちますが、この半年間で行った新しい取組があれば教えてください。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） ふるさと納税推進のための新たな取組についてでございますが、ポータルサイトの追加をはじめ、産経新聞や自衛隊の情報誌に広告を掲載し、本町のふるさと納税のPRを図ったところでございます。

○議長（緒方 直樹） １０番、古川誠議員。

○１０番（古川 誠君） 新富町や川南町は、企業版ふるさと納税などの新しい取組にも積極的に取り組み、その取組は新聞等にも掲載をされていますが、今後近いうちに高鍋町でも取組予定の事業があれば教えてください。

また、長期的には寄附者獲得のためにどのような取組を行うべきだと考えますか。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 企業版ふるさと納税につきましては、地方版総合戦略を策定の上、地域再生計画を作成し、総務省に計画の認定を受ける必要がございます。本町は、本年４月に、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定をいたしております。地域再生計画につきましては、今後、企業版ふるさと納税として取り組むべきプロジェクトがございましたら、担当課と協議の上、作成の検討をしてみたいと考えております。

また、長期的な寄附者獲得のための取組につきましては、総務省基準を遵守した適正なふるさと納税の推進を継続するとともに、返礼品という「もの」だけではなく、サービスの提供、いわゆる「こと」にも取り組み、関係人口の増加にもつなげていきたいと考えております。

○議長（緒方 直樹） １０番、古川誠議員。

○１０番（古川 誠君） 企業版ふるさと納税なども含めて検討をよろしく願いいたします。

次に、今回大きな返礼品の見直しが行われたようですが、国の方針が変わりました。平成２９年度の見直しから今回の見直しまでの内容の説明をお願いいたします。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 平成２９年度以降のふるさと納税制度の見直しについてでございますが、平成２９年４月に金銭類似性の高いものや資産性の高いもの、価格が高額なものを返礼品とすることを禁止し、寄附額に対する返礼品の割合を３割以内とすることとする総務大臣通知が出されております。

平成３０年４月には、返礼品については地方団体の区域内で生産されたものや提供されるサービスとすることが適切であるとする総務大臣通知が出され、平成３１年３月には地方税法等の一部を改正する法律が成立し、平成３１年４月にふるさと納税指定制度に係る指定基準や、ふるさと納税に要する経費を寄附総額の５割以下とすることといった告示が出されております。令和元年６月１日に改正地方税法が施行され、ふるさと納税の対象となる地方団体を総務大臣が指定し、指定を受けていない地方団体への寄附金はふるさと納税の対象外とされたところでございます。

○議長（緒方 直樹） １０番、古川誠議員。

○１０番（古川 誠君） それでは、今回の見直しによって取り消された返礼品の数を教えてください。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） ７９でございます。

○議長（緒方 直樹） １０番、古川誠議員。

○１０番（古川 誠君） 今回取消しになった返礼品は、県や国が返礼品の基準に照らし合わせ、基準に合っていないのではないのですかと指摘があったものだと思いますが、町としてはこれまで平成３１年度から現在も内容が変わっていない国の基準に照らし合わせ、町が基準に該当すると判断をして出品をしていたと思います。そこで、国や県から指摘を

受けた後の町と国県とのやり取りはどのようなものでしたか。出品していた返礼品はこれまで町として出品を認めてきた返礼品ですので、取消しまでには国県と何度もやり取りがあったものもあると思いますので、そのことも含め、説明をお願いします。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 令和2年10月からのふるさと納税の対象となる地方団体の国の指定に向け、令和2年7月に返礼品全品について返礼品の基準に合致することを確認する調査が行われております。その調査に対する町の回答に対して、現在提供している返礼品の中に総務大臣が定める基準に合致しないという指摘を国県から受けております。具体的には、単なる切断、保存のための冷凍、瓶などの包装容器に詰めること、単なる混合、企画立案のみでは基準に合致しないという指摘でございました。その指摘を踏まえ、指摘を受けた各返礼品の提供事業者様にその返礼品の原材料や加工の方法等について聞き取りをさせていただき、国県ともに協議をしまいましたが、どの基準にも合致しないと判断したものについて、登録の取消しを行ったものでございます。

○議長（緒方 直樹） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） それでは、国県から指摘は受けたけど町が説明したことによって除外にならなかった返礼品はありますか。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 町が説明したことによって除外にならなかった返礼品はございません。

○議長（緒方 直樹） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 私も返礼品が取り消された業者の方、全員ではありませんが、取消しになるまでの経緯を聞きました。その内容は、担当職員から何のための聞き取りかの説明がないまま、返礼品の内容に関していろいろと質問をされ、次に会社に来たときに、現在出品している返礼品は登録が取消しになりましたと説明を受け、業者の方はいきなり取消しになりましたと言われたことで大変混乱をしたということでした。

平成29年の返礼額の見直し、平成30年のふるさと納税返礼品に係る経費を5割以下にする見直しの際には、当時の担当課が返礼品提供事業者に案内を出し説明会を行い、丁寧に基準の見直しや高鍋町のふるさと納税の現状などの説明を行っております。私も返礼品の提供者として当時の担当職員から返礼品が取消しになるかもしれませんので、早いうちに在庫の整理などの調整をお願いしますと言われたのを覚えています。今回返礼品の見直しが決まり、実際に取り消されるまでの一連が混乱したと見るか、混乱はなかったと見るかは、人それぞれだと思いますが、少なくとも平成29年度、30年度のように全事業者を集めての説明会を行い、情報を共有した上で出品を取り消すという作業を行っていたら、もう少し違った今日になっていたのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 副町長。

○副町長（島埜内 遵君） 今回の返礼品の取消しに至るまでの一連の対応についてでござ

いますが、国や県からの指摘があった段階で早急に担当課と協議し、必要な対応を指示いたしましたので、私のほうから答弁させていただきます。

まず、議員がおっしゃった、目的も分からずいろいろと質問をされた、いきなり取消しになりましたと説明を受けたとのことですが、返礼品の取消しにつきましては、町としても非常に憂慮いたしました。そのため、担当課は必要に応じて十分協議し、複数の職員で事業所を訪問させていただき、返礼品の基準や国の制度などの資料をお渡し、ふるさと納税制度を取り巻く現在の状況や取消しを予定されている返礼品がなぜ基準を満たしていないかなど、県の指導内容も含めて丁寧に御説明させていただきました。

さらに、一つ一つの返礼品がどのようにすれば今後返礼品として提供できるのかといった御相談や助言をさせていただきました。

次に、事前の説明会が必要だったのではないかという御指摘に関しましても、今回は国の基準が変更となったものではございませんでしたので、平成29・30年度のように説明会を開く認識はございませんでした。さらに、事業者の皆様への訪問につきましても、町の説明を受け、返礼品の見直しを考えられる事業者の方もたくさんいらっしゃる事が想定されましたので、見直し期限の10月1日の一月以上前に始めております。町といたしましては、取消しが予定される事業者の皆様に対し、それぞれの事業者様の御事情に十分配慮して丁寧な対応に努めたところでございます。

○議長（緒方 直樹） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 私が残念なのは、取消しが決定した後に、高鍋町地場産振興会ふるさと納税部会からの要請を受け、商工会議所にてふるさと納税担当職員よりふるさと納税のこれまでの基準の見直しの経緯と今後の出品基準の説明がとても丁寧に行われ、出席者の多くが納得をしていました。もしこの説明会が調査が実施されると分かった7月に行われていたら全然違った今日になっていただろうと思うのは私だけではないと思います。

それでは次に、ふるさと納税担当職員の業務について質問をしたいと思います。担当職員は業務としてふるさと納税のこのみを行っているのでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 副町長。

○副町長（島埜内 遵君） 職員の職務に関する御質問ですので、私のほうから答弁させていただきます。

ふるさと納税の業務に関する御質問でございますが、ふるさと納税に限らず、限られた職員数で年々増加する様々な行政需要に対応していくために一人の職員が複数の業務を担当することは当然であります。そのことを念頭に職員の指導、育成を図っているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） であれば、どのくらいの時間をふるさと納税に費やしているかはちょっと分かりませんか。よろしくお願いします。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 数字で何%ということについては申し上げにくいのですが、ふるさと納税制度は多くの手続きや対外的な連絡調整を伴うことなどから相当な時間を要している状況でございます。

○議長（緒方 直樹） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） ありがとうございます。寄附額を伸ばすためには、現状を把握したり、出品業者と連絡を取ったりすることが不可欠だと思いますが、一日の業務の中でインターネットで高鍋町のふるさと納税サイトや他自治体の納税サイトを閲覧することはありますか。あるのであれば、現在の高鍋町の納税サイトを他自治体と比べてどう評価していますでしょうか。また、改善を必要だと思うことはありますか。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） ふるさと納税のウェブサイトについてでございますが、必要に応じて本町をはじめ他自治体のサイトを閲覧する機会はございます。

本町のサイトの評価につきましては、他の自治体のサイトと比較をいたしましても、寄附の手のしやすさや返礼品の写真、紹介方法など、見劣りはしていないものと一定の評価をしているところでございます。

また、改善点についてでございますが、現時点では特に大きく改善すべき点はないものというふうに考えておりますが、さらに閲覧者の寄附動機を高めるような表示方法があれば参考にさせていただきたいと考えているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） ありがとうございます。

次に、令和3年度の体制についてですが、高鍋町のふるさと納税の現状は、ふるさと納税委託業者が町内にあるというメリットを生かし、気軽に相談し、アドバイスも受けることができるという恵まれた環境の中で出品事業所が自ら頑張り、高鍋町の寄附額を保っている状況です。しかし、現在、全国の自治体がしのぎを削り寄附者獲得に必死になって取り組んでいる現状を考えると、今後、高鍋町の寄附額は減少し、そして減少した理由は何も検証されずに、誰にも責任はないという状況を迎えるのではないかと私は危機感を抱いています。

そこで私は、何か町に対して提案ができないかと思い、2014年380万円だった寄附額を翌年度には7億円、その翌年度には50億円にまで伸ばし、2019年までの5年間に284億円の寄附を受け入れた都農町のふるさと納税を飛躍させた立て役者と言われる元役場職員の方に話を聞いてきました。そして、高鍋町が寄附額を伸ばすためには何が必要かという私の考えを提案をさせていただきたいと思います。

都農町は、地方創生の取組として外需の獲得を目的に道の駅事業を行い、第2弾としてふるさと納税事業でECサイトを活用する取組を行いました。最初、総合政策課まちづくり推進係は、その方と係長、臨時職員で地方創生に関わる事業とふるさと納税事業を兼務していましたが、積極的に取り組み、寄附額が大幅に増えた最初の年は、年末から正月も

1日も休まず朝から晩まで対応に追われたそうです。それから徐々に人が増え、職員6人、嘱託職員10名でも業務が追いつかなくなったときに都農町の民間会社に委託し、嘱託職員もそのまま雇用されたということでした。話を聞きに行き、まず、「高鍋町は何のためにふるさと納税に取り組むのですか」と聞かれ、「より多くの寄附金を獲得するためですかね」と答えた私に、「寄附金を獲得するのは、あくまで結果であって、町として何のためにふるさと納税に取り組むのか、どこを目指すのかのビジョンが一番大事で、ビジョンのない事業は何をやっても成功しませんよ」と言われたのにまず驚き、それからいろいろ話を聞かせていただきました。都農町は、ふるさと納税はまちづくり、ふるさと納税は産業、ふるさと納税は情報発信の場だと考え、ふるさと納税はあくまで入り口であって、そこから産業の創出、イベントの開催、移住や町のPRを行い、町の発展につなげていきたいとのことでした。人口や税収が減る将来を見据え、今のうちから事業所がECを勉強し、制度を活用しながら販路拡大や事業拡大、異業種へのチャレンジを目指す、そして行政はそれを支援する。また、ふるさと納税はいつ終わるか分からないという人がいますが、そう言いながら既に12年がたち、その間何十億円も稼いでいる事業所もあります。いつ終わるか分からないからこそ、ふるさと納税終了後も事業所が自立できるよう財源があるときに積極的に支える。商品開発や設備投資を支援する。事業所が一步でも踏み出しやすい環境をつくるのが役所。都農町のふるさと納税ページの年間閲覧回数は、500万回を超えます。町を知ってもらえるきっかけが500万回もあるんです。「お金をかけずにこんなに都農町を知ってもらえるチャンスがほかにありますか」ともおっしゃっていました。そして、都農町の返礼品は、どこで誰が寄附をするか、買うかという出口を考え、役場と事業所で一緒に返礼品をつくるという発想です。町職員が全ての商品開発の過程を知っています。そのストーリーを知っています。職員が返礼品の内容や寄附額の設定にまで注文を出します。それぐらい必死になってやっています。ふるさと納税は、国が地域に出した宿題で、国が制度を活用して地方を活性化させなさいと言っているんです。そして最後に、ふるさと納税を推進するためには、町としての大きなビジョンと役場職員の覚悟とサポートが必要だとおっしゃっていました。

私は、話を聞いて、ふるさと納税を推進するためには何が必要か分かりました。返礼品の出品をジャッジする職員、返礼品を出品する事業所は高鍋にもいますが、一番大事なそれはそれをつなぐ人、プロデュースする人だということが分かり、返礼品が充実している自治体が寄附額を伸ばしているのではなく、一生懸命つなぐ職員がいる自治体が寄附額を伸ばしているということが分かりました。

そこで、私から、来年度の体制についての提案ですが、一つは、商品開発などの面からも担当課を地域政策課に移す。2つ目は、ふるさと納税専任の職員をできれば2人配置するです。ですが、専任の職員の配置がもし難しいのであれば、ブランディングやプロデュースができる方を新たに採用するか、その業務を民間に委託していただいて、職員とともにふるさと納税を推進していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） ちょっとあれですけど、都農町、川南町、今、下がっておられますんで、ちょっと一言言っておきます。また、宮崎県でいえば都農町は肉の工場、ウナギの工場をお持ち、都城は肉の工場と大変大きな焼酎の工場があると。これは非常に大きなスタートとしてあってお客さんがついているなという印象は強うございます。その印象の中で木城町が今伸びているというところも実はチェックしていただくとよかったかというふうに思いますが。

ふるさと納税事業の担当課の変更及び専任職員の配置等に関する御提案でございますけれども、ふるさと納税は寄附者が納税先を選択するという税制を通したふるさとへの貢献であるとともに、同時に重要なことは、地域資源を活用した地域活性化という側面も持ち合わせております。業務の形態も自治体によって、それゆえ様々でございます。私としましては、担当の課の変更、あるいは専任の職員の配置ということでございますけれども、地域政策課から財政経営課にまた戻したわけでございますけれども、それは制度の管理とどう使うかというその視点が重要であるというところで財政経営課のほうにまた戻しているわけでありまして、ただ地域政策課だけにしてその課だけではなくて、それぞれの課が連携を密にしながら適切に業務に取り組んでいくことが重要であって、地域政策課、あるいは社会教育課、あるいは農業政策課、あるいは福祉課等様々な課が連携し合いながら、縦割りではなくて、そういう情報を共有しながらふるさと納税に対するこう利用の仕方へとつながっていければという判断で行ってまいりました。

専任の職員というのは、2人とおっしゃいました。逆に私は減らすことはできないかという方向も頭の中に入っているということもお伝えしておきます。

○議長（緒方 直樹） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） ありがとうございます。ぜひ前向きな決断とふるさと納税の推進をよろしくお願いします。

現在、都農町にはふるさと納税などで起業するために多くの若者が都会から移住してきています。そしてそこで働くためにまた都会から移住してくるという好循環が生まれています。全然予算をかけなくても多くの若者が移住してきている、これが都農町の現状です。

それでは、もう一つ事例を紹介しますが、北海道に上士幌町という人口5,000人の小さな町があります。8年前、町長は、ふるさと納税を人口増の施策のツールとして活用すると決め、寄附額を子育て支援に投資し、結果、ここ4年間人口が増え続けているという奇跡を起こしています。上士幌町のふるさと納税サイトの使い道のページには、これまでふるさと納税寄附金を活用して行った多くの事業の報告が画像と一緒にしてあります。また、「上士幌からありがとう」という動画があります。私はその動画を見たとき、もし寄附者がこの動画を見たら、感動してまた寄附をするだろうなと思いました。町長にも見ていただいたと思いますが、御感想をお聞かせください。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 大変すばらしい動画を御紹介いただきました。お礼の動画についてでございますが、寄附金の使い方とともに子どもたちの笑顔をはじめ、町民の方々の生き生きとした姿が映し出されて、大変心温まるすばらしい動画だと思いましたが、私は性格上、これ幾らかかってできたのかなということがすぐ頭に入ったのと、残念ながら閲覧回数が2,000に満たないということで、経費対効果でいうとあまり効果ちょっと生んでいないかなというふうに、そのうち4回は私が見ていますから、ちょっと機能としてはどうかなというふうに、ただすばらしい動画であったことは確かです。ただ、移住定住を呼び込む動画かどうかという部分では、町の個性があんまりちょっとはつきり出ていなかった部分があったことも感じた次第でございます。ただふるさと納税の寄附動機を高める効果としては、すばらしい効果を発揮する方向にあるというふうには感じたところでございます。

○議長（緒方 直樹） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 多分4回見てもカウントは1回だと思うんですけど、またそこら辺はちゃんと調べます。

それでは次に、ごみ問題についてですが、全国のニュースなどでは高齢者がごみを出せずにため込んでしまい、ごみ屋敷化しているような状況を目にしますが、高鍋町でも例外なく高齢化が進む中、これまでになかった問題も出てくることが考えられ、その対応が求められると思います。

そこで、まず近年の高鍋町のごみの量とその処理に係る予算、また1人当たりのごみの量はどうなっていますでしょうか。お伺いいたします。

○議長（緒方 直樹） 町民生活課長。

○町民生活課長（鳥井 和昭君） 過去3年分についてお答えいたします。

平成29年度が、ごみ量5,885トン、負担金が2億5,231万8,000円、1人当たりのごみ量285キロ。

平成30年度が、ごみ量6,031トン、負担金が2億6,960万4,000円、1人当たりのごみ量が296キログラムです。

令和元年度が、ごみ量5,884トン、負担金2億3,750万円、1人当たりのごみ量が291.5キログラムとなっております。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） では、資源ごみの回収状況はどうなっていますでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 町民生活課長。

○町民生活課長（鳥井 和昭君） 資源種類ごとの回収状況についてでございますが、缶につきましては、年ごとの増減はございますが、若干ながら減少傾向となっております。

新聞紙につきましては、減少傾向となっております。

逆にペットボトルにつきましては、増加傾向となっております。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 先ほどごみ処理を行う際の負担金を聞きましたが、その負担金はどうにして決まりますでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 町民生活課長。

○町民生活課長（鳥井 和昭君） ごみ処理施設の負担金の算定方法につきましては、その施設を利用する市町村の均等割が約5%、人口割が約20%、ごみ量が約75%となっております。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） ごみの量、負担金とも増えている状況ではないということは分かりました。

平成31年度の1日に出す1人当たりのごみの量の全国平均は918グラムです。高鍋町は計算すると800グラムで、全国平均を下回っていますが、西都児湯地域では新富町に次いで2番目に多い状況で、改善できるものがあれば取り組むべきかと思います。ごみの量が減れば負担金も減るということです。これから町としてごみを減らすためにはどのような取組が考えられますか。また、高鍋町民のごみ出しのマナーを町はどう捉えていますでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 町民生活課長。

○町民生活課長（鳥井 和昭君） 一般的に生ごみの水分量は70%から80%と言われております。ごみを出す際に生ごみの水切りを今まで以上に組み込んでいただくことにより、ごみの減量化はもとより、悪臭の防止も図れるものと考えられます。

ごみ出しのマナーにつきましては、全般的にようになってきているとは考えているところでございますが、ごみ分別に迷われている方への相談対応や収集されなかったごみの個別指導、さらなるごみ出しのマナー向上の取組を随時行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 今、ごみ減量のための取組について聞きましたが、住民にそのような意識を持ってもらうために広報はどのように行っていますでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 町民生活課長。

○町民生活課長（鳥井 和昭君） お知らせたかなべなどの広報のほか、年に5回から6回発行しております環境広報、現在はコロナ禍のため実施が難しい状況でありますけれども、各地区公民館等での出前講座を通じてごみ減量化の広報を実施しております。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） それでは、住民のごみ減量に対する意識の向上についてですが、

ダイエットなどでもですが、人は数字が見えると俄然やる気が出るような気がします。そこで1日1人当たりのごみの量をスマートフォンなどで見ることで、住民にチャレンジの感情が芽生え、ごみ減量のきっかけになるのではないかと思います。そして目標が達成できたら、皆さんのおかげですなどのコメントが出たりすると、さらにやる気が出るのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 町民生活課長。

○町民生活課長（鳥井 和昭君） 1日単位でのごみ量について把握することは困難でございます。クリーンセンター、エコプラザみやぎから1日のごみ量の報告はございませんので、1日当たりのごみ量の報告は困難でございます。

しかしながら、毎年、西都児湯環境整備事務組合から高鍋町の一月分のごみ量の報告はございますので、それを利用して何らかの周知・広報ができないか検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 月ごとのごみの量は今分かるということでしたので、高鍋町の公式LINEなどで報告や目標をお知らせするとより身近になりよいのかなと思います。

それでは、ごみに占める生ごみの割合は多いと思いますが、今回ごみのことをいろいろと調べてみて、自治体の取組として、3R運動などの推進もありますが、その日必要なものだけを買うなどの生活様式を変えるのは、なかなか困難だと思います。そこで提案ですが、生ごみの水切りの推進の取組であれば、気軽に取り組み、すぐに結果も出やすいのではないかと思います。ペットボトルの上のほうを切って簡易的な水切り器もつくれますが、いろんな器具を使つての削減量の比較を見る限り、あまりいい結果ではありませんでした。私が調べた中では、生ごみの水切り器の配布を行っている自治体が多くあり、モニターのアンケート結果ではかなりの減量につながっているようです。価格も1個200円程度です。高鍋町でも希望する町民に配布して生ごみダイエット作戦などと取り組んでみるのはいかがでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 町民生活課長。

○町民生活課長（鳥井 和昭君） 水切り器を早急に各世帯に配布することはなかなか難しいのではないかと考えられますので、まずは先ほどお話のありましたペットボトルの上の部分を取り取って作成した簡易的なものを利用して生ごみの水切りを実践していただければと考えております。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 予算はかかりますが、ぜひ取組の検討をよろしくお願いいたします。

次に、町民からの要望についてですが、私の地域でも高齢者から、「ごみ置場までが遠

くてもこれまでは運動になると思い、歩きも苦にならなかったけど、最近はきつくて車で
行っています。しかし運転もいつまでできるか分からないので不安です」などの声を聴き
ます。そこで今年の7月に私が住んでいる地区の方を対象にごみ出しに関するアンケート
を行いましたので、その結果を基に質問をしたいと思います。

まず、ごみ置場までが遠いという問題です。私の近所の高齢者の方も遠いごみ置場まで
手押し車に乗せて雨の日もごみ出しに行っています。大変であれば近所の方が持っていっ
てあげればいいとも思いますが、自分のごみの中身は他人には見られたくないものです。

そこで、新たにごみ置場を設置するにはどうしたらよいのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（緒方 直樹） 町民生活課長。

○町民生活課長（鳥井 和昭君） 地区からの要望につきましては、その地区の行政事務連
絡員を通して申請していただく形を取っております。

また、アパートにつきましては、アパートの管理者からの申請となっているところでご
ざいます。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） それでは、狭い路地の住宅地などはどうでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 町民生活課長。

○町民生活課長（鳥井 和昭君） 基本的に道路幅員が狭い路地等につきましては、ごみ収
集車の通行自体や対向車との離合が困難であること、歩行者や自転車との事故等の危険性
もございますので、ごみステーションの設置はなかなか難しいと考えられますが、一概に
言えない面もございますので、まずは個別に御相談をいただければよろしいかなと考えま
す。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） それでは、私も地区の方と話し合って、行政事務連絡員を通し
てお願いをしたいと思います。

次に、ごみ出しのマナーに関してですが、公民館に入っていない方のごみ出しのマナー
が悪いということを聞きます。町としてはそれは地区の問題なので、地区で解決してくだ
さいと言ってしまうとそれで終わりですが、町としても積極的に関わるべきだと私は思い
ます。私は、ごみ置場は地区で管理するというよりは、そのごみ置場に出している人たち
で管理をすべきだと思っています。そこで高鍋町としても、公民館に入っていない人もご
み置場の管理には協力してくださいという方針を打ち出してもらい、啓発をしていただき
たいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 町民生活課長。

○町民生活課長（鳥井 和昭君） 新しく高鍋町に転入された方につきましては、その手続
の際に合わせてごみの分別方法等について説明をさせていただいているところでございま

すが、既に高鍋町にお住まいで地区に未加入の方々に向けても、自分の出されたごみに責任を持っていただけるよう、環境広報等様々な形で啓発を図る必要があるものと考えております。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） また、地区外の方が車で来て通り沿いのごみ置場に置いていくということがあるそうですが、これは防ぐことはできないもののでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 町民生活課長。

○町民生活課長（鳥井 和昭君） 11月6日付のお知らせかなべでも広報させていただきましたが、御自身の指定されているごみステーション以外のステーションにごみを置いていくことにつきましては、法律上不法投棄に当たり、犯罪となるという認識を深めていただくためにも、今後も周知徹底を図っていく必要があると考えます。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 周知のほうをぜひよろしくお願いいたします。

それでは、最後にですが、高鍋町の燃えるごみの日の収集日は月木と火金となっておりますが、月曜日は祝日が多く、1週間ごみが出せない週があります。川南町は同じ理由から数年に一度収集日を交代し、近年では平成30年に変更しました。そこで川南町役場の方に混乱はありませんでしたかと問い合わせたところ、数回はごみ出し日を間違えたり、勘違いをして役場に問合せがあったりするそうですが、それほど大きな混乱はないとのことでした。高鍋町も住民サービスの公平性からも数年に一度収集日を交代してもいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 町民生活課長。

○町民生活課長（鳥井 和昭君） 現在の収集体制を変更するとなりますと、なかなか一朝一夕にできることではございませんが、先ほど提案のございました、収集日の交代といった案をはじめ、今後、様々な方策について幅広く検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 高鍋町でも様々な取組の検討をしていただき、その取組を通じてごみに対しての意識の向上や負担金軽減につながることを期待いたします。

今回もいろいろと質問をしましたが、何も変えない、今までと同じが楽なのは分かります。しかしそれが、新たなことをやらない、できない理由にはならないと思います。日々ニーズは変わります。社会情勢も変わります。そんな目まぐるしく変化する社会情勢の中で、ちょっとした変化も見逃さずに、町民の半歩先を行く、それが行政の役目だと思います。

そして最後に、やる気のある職員は必ずいます。あとは覚悟を持って取り組めるか。そして、その覚悟を持って取り組む職員の周りにサポートできる体制、環境を整備することが重要です。やる気のある職員が慣習に流され、淘汰されることなく、チャレンジできる環境をつくっていただけることを町長に強くお願いをいたしまして、私の今回の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（緒方 直樹） これで、古川誠議員の一般質問を終わります。

○議長（緒方 直樹） お諮りいたします。

本日の会議はここまでとし、杉尾浩一議員からの一般質問は11日に延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会いたします。

午後4時06分延会
